
東京電力福島第一原子力発電所 事故被害対策実施計画

(平成23年度～平成25年度)

震災以前の安全・安心なみやぎの再生
～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～

平成25年3月改訂
宮 城 県

目次

第1章 はじめに

1 策定の趣旨	1 頁
2 計画の期間	3 頁
3 計画の改訂	3 頁
4 計画の構成	4 頁

第2章 施策体系	5 頁
----------	-----

第3章 実施計画

第1 放射線・放射能の監視・測定	6 頁
第2 健康不安への配慮	24 頁
第3 汚染・被害の拡大防止	25 頁
A 放射性物質汚染の拡大防止	
B 経済的被害の拡大防止	
第4 放射線線量低減化対策	49 頁
第5 汚染物・廃棄物の処理	53 頁
第6 損害への対応	56 頁
第7 正しい知識の普及・啓発	58 頁

※この実施計画で、読み替えは次のとおりです。

「原発事故」 ⇒ 「東京電力福島第一原子力発電所事故」

「県民会議」 ⇒ 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」

「基本方針」 ⇒ 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

宮城県は、「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量※1ミリシーベルト以下の県土づくり～」を目標に掲げ、平成24年1月に「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」を策定しました。

基本方針では、次の3つの基本的視点に立って、7項目の個別取組の相互連携を図りながら総合的な取組を行うこととしています。

※目標の「年間放射線量」は「追加被ばく線量（外部被ばくをいい、自然及び医療由来の放射線を除く。以下同じ。）」を意味します。なお、本文中、「ミリシーベルト」は「mSv」と表記しています。

【3つの基本的視点】

基本的視点1：不安解消のための徹底した対応～県民の目線に立った対応～

監視・測定機器の増強や検査対象品目の拡充により、きめ細かな測定を行うとともに、測定結果を迅速に公表します。

また、住民が持ち込んだ家庭菜園等の農産物を測定するための体制整備に努めます。

基本的視点2：徹底した放射線低減化システムの構築～年間放射線量1mSv以下の目標達成～

県内に広く拡散した放射性物質の除染を徹底し、適正に仮置き・保管を経て減容した上で、安全に処理する放射線低減化システムを構築し、県民への周知を図ります。

※放射線低減化システムの流れ



また、5年以内の目標達成を目指すこととし、汚染状況重点調査地域を中心に、市町村と一体となって除染を推進します。

なお、汚染稲わら等の処理については、国の方針に基づき適正な処理に努めます。

基本的視点3：県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養～確かな情報・確かな知識～

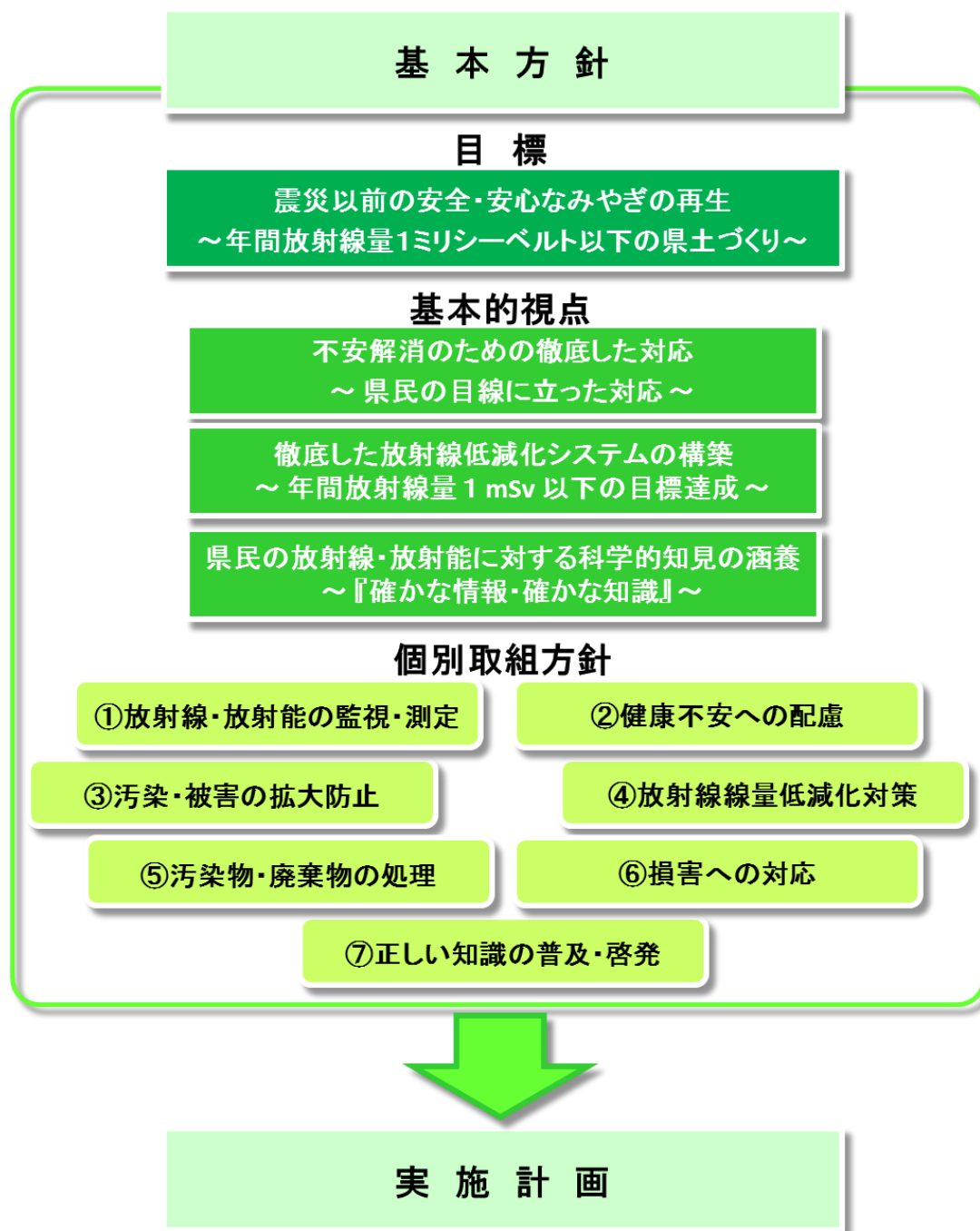
県の誰もが初めて経験する未曾有の放射性物質汚染に対し、現状を冷静に判断し的確に行動するための科学的知見を県民一人一人が涵養し、正確に理解できるよう、放射線・放射能に関する知識などの情報について、セミナー開催や出前講座を実施するなど、あらゆる機会を通じて、正確にわかりやすく提供し、正しい知識の普及・啓発を図ります。

この実施計画は、基本方針に掲げた目標の実現に向けて実施する具体的な事業や取組を取りまとめ、県民の皆様に示すものです。

東日本大震災の発生から2年が経過しましたが、原発事故被害対策は、平成23年10月に策定した「宮城県震災復興計画」においても緊急重点事項の一つに位置付けられており、一日も早い復興を実現するためには、これらの対策の推進も不可欠です。

県では、今後とも、平成23年9月に市町村や事業者・消費者等の団体、有識者等と共に設立した県民会議と連携しながら、県民の皆様と力を合わせ、安全・安心なみやぎを再生するための取組を積極的に推進します。

【基本方針・実施計画の概念図】



【目標範囲・期間の考え方】

○目標[年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり]と[5年以内の目標達成を目指す]の考え方

1 目標範囲…1ミリシーベルトを目指す範囲

5年以内に目標を達成する範囲は、原則として、学校などの公共施設や道路、住宅、農地、生活圏隣接の森林などの生活環境とし、それ以外の対象については、放射線量測定の結果等を踏まえ、これらの除染が終了した後の対応を検討する。

2 目標期間…「5年以内」の始期

放射性物質汚染対処特措法の規定に基づき閣議決定された「基本方針」において、一般公衆の追加被ばく線量を減少させるため、平成23年8月末を始期とした期間を設定し達成目標を定めたことから、当該特措法との整合を図り、本計画の始期も平成23年8月末とする。

2 計画の期間

今回の原発事故は、被害の全容がまだ明らかになっておらず、汚染の状況も変化しており、その収束を見通すことは困難です。

そのため、計画期間を3年間とし、平成23年度から25年度までを第1期と定め、現時点で実施を予定している事業や取組を整理しました。

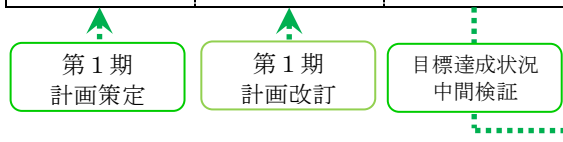
この期間は、「宮城県震災復興計画」の「復旧期」に当たり、被災者支援を中心に生活基盤等を復旧していく期間となりますが、本計画における除染の取組についても、放射性物質汚染対処特措法に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定を受けた市町が、子どもの生活空間の除染を重点的に進める期間でもあります。

こうした意味で、第1期は非常に重要な期間になることから、県庁一丸となって計画の推進に全力で取り組んでいきます。

なお、今後も、被害状況の変化や国の対応方針の改定などが予想されますので、第1期計画期間中においても、適時適切に計画の見直しを図っていきます

【計画見直し等のスケジュール】

第1期：平成23～25年度



第2期：平成26～28年度



3 計画の改訂

実施計画策定以降、県では、平成24年4月の食品の放射性物質に係る基準値の設定等を踏まえ、食品等の検査体制、空間放射線線量のモニタリング体制を強化するとともに、市町村が行う除染対策に対する支援等を行っています。

また、風評被害に対しては、早期の損害賠償に向けた取組はもちろんのこと、農林水産物の安全性のPRや観光客の誘致、牧草やしいたけの生産再開に向けた取組も行っているところ です。

今後も、こうした事業・取組について、被害の実情や県民のニーズ、国の制度創設等の状況を踏まえて、適宜適切に見直しを行いながら、原発事故被害対策を引き続き総合的に推進していくこととしており、今回、平成25年度当初予算の編成を踏まえ、改訂版を策定しました。

4 計画の構成


この実施計画では、基本方針で掲げた次の7つの個別取組ごとに、3か年度で実施する予定の事業をとりまとめています。

【7つの個別取組】

- 第1「放射線・放射能の監視・測定」
- 第2「健康不安への配慮」
- 第3「汚染・被害の拡大防止」
- 第4「放射線線量低減化対策」
- 第5「汚染物・廃棄物の処理」
- 第6「損害への対応」
- 第7「正しい知識の普及・啓発」

各個別取組ごとに、「個別取組方針」として取組の方向を示すとともに、該当する具体的な事業と取組について、事業名又は取組名、事業又は取組の概要、事業又は取組の内容、事業主体、担当課・室、実施年度を記載しています。

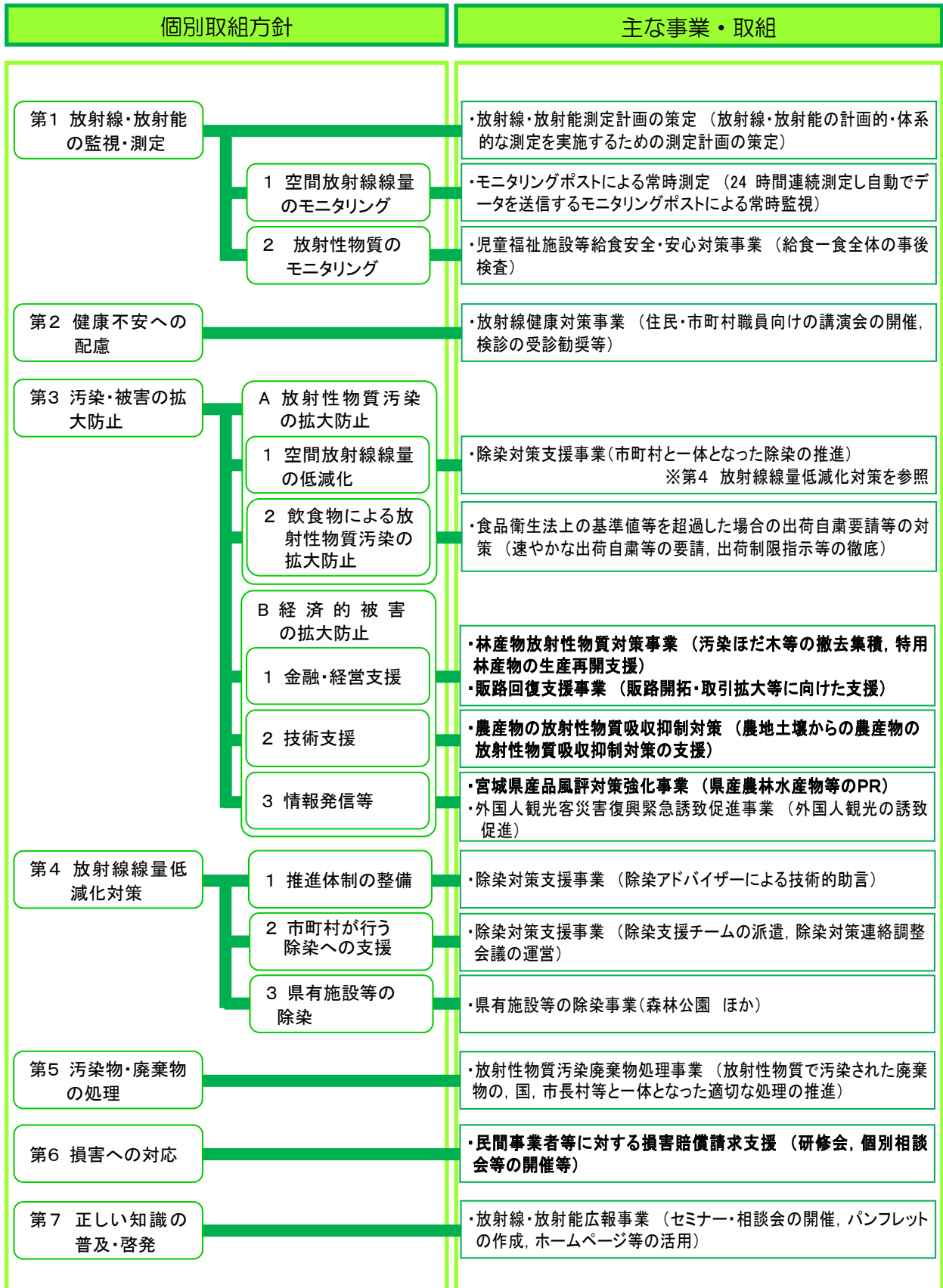
【凡例】

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当課・室	実施年度		
				H23年度	H24年度	H25年度
1	<p>① 放射線・放射能測定計画の策定</p> <p>② 《放射線・放射能測定計画の策定》</p> <p>③ 事故由来の放射線・放射能に係る測定を計画的かつ体系的に実施するため、策定された「宮城県放射線・放射能測定実施計画」について、放射性物質の問題を取り巻く状況を踏まえて必要に応じて改定する。</p> <p>○これまでの経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年6月「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響に係る当面の測定方針」の策定 ・平成24年5月「宮城県放射線・放射能測定実施計画」の策定 ・平成24年7月「同計画」の改定 ・平成25年1月「同計画」の改定 <p>○計画に記載する内容：機器整備を始めとした測定体制、測定対象項目、測定頻度、測定場所、測定方法など</p>	④ 県	⑤ 原子力安全対策課	⑥ 		

- ① **事業名又は取組名**：事業又は取組の名称です。予算措置を伴わない取組も記載しています。
- ② **事業又は取組の概要**：事業又は取組の概要を簡潔に記載しています。
- ③ **事業又は取組の内容**：事業又は取組の具体的内容を記載しています。
- ④ **事業主体**：事業主体を、「国」、「県」、「市町村」、「その他」の別に記載しています。
- ⑤ **担当課・室**：宮城県庁の担当部署を記載しています。
- ⑥ **実施年度**：事業又は取組の実施期間を記載しています。平成26年度以降も実施予定の場合は、欄外まで矢印を記載しています。

※ 複数掲載がある事業・取組は、2回目以降、事業名・取組名の隣に【再掲】と付しています。

第2章 施策体系



主な事業・取組の**太字**は平成25年度新規事業（取組が拡充されるもの、新たな段階に進むものを含む。）である。

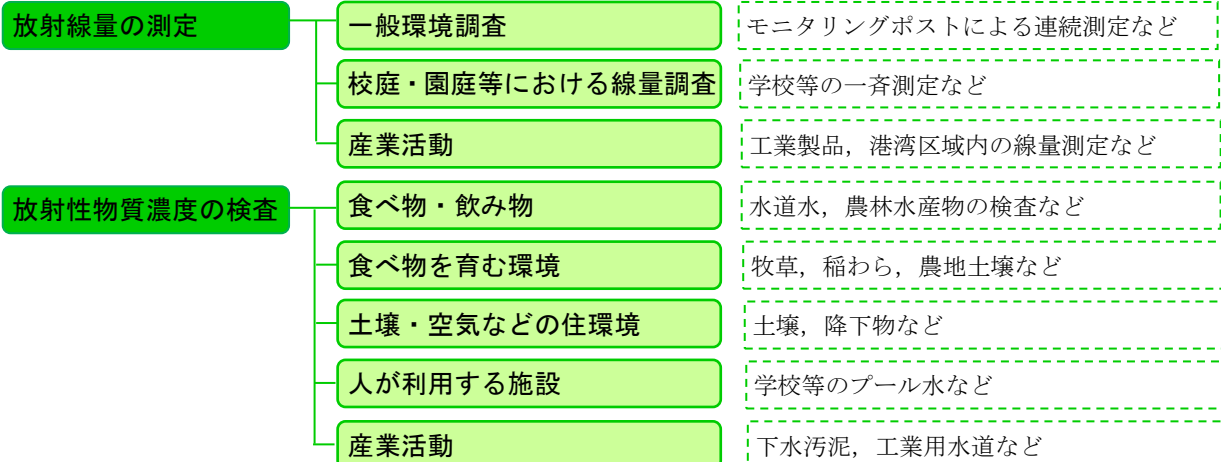
第3章 実施計画

第1 放射線・放射能の監視・測定

- ◆ 目に見えない放射線・放射能に対して、県民の不安を払拭し、必要な対策を講ずるためには、それらの定期的なモニタリングが重要であることから、放射線・放射能の監視・測定を計画的かつ体系的に実施します。
- ◆ なお、国における規制値等の見直しに基づき、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、県内・他県の測定結果を踏まえ、測定対象等を拡充します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>放射線・放射能測定計画の策定 《放射線・放射能測定計画の策定》</p> <p>事故由来の放射線・放射能に係る測定を計画的かつ体系的に実施するため、策定された「宮城県放射線・放射能測定実施計画」について、放射性物質の問題を取り巻く状況を踏まえて必要に応じて改定する。</p> <p>○これまでの経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年6月「東京電力㈱福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響に係る当面の測定方針」の策定 ・平成24年5月「宮城県放射線・放射能測定実施計画」の策定 ・平成24年7月「同計画」の改定 ・平成25年1月「同計画」の改定 <p>○計画に記載する内容：機器整備を始めとした測定体制、測定対象項目、測定頻度、測定場所、測定方法など</p>	県	原子力安全対策課	▶		

【「当面の測定方針」に係る測定の体系】









1 空間放射線線量のモニタリング

個別取組方針

- ◆ 県内全域の空間放射線線量率の推移変化を、常時把握するとともに、地域の実情に応じたきめ細かい測定を実施するために、新たに県内全市町村へモニタリングポスト（連続測定器）を配備し正確なデータを迅速に提供します。
- ◆ 学校、幼稚園、保育所等の校庭、園庭等や敷地内の空間放射線線量率を市町村の協力などにより測定します。主な県立公園の屋外施設等における測定も必要に応じて実施します。
- ◆ 県内の港湾における空間放射線線量を引き続き測定します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>モニタリングポストによる常時監視 《モニタリングポストによる常時監視》</p> <p>県内全域の空間線量の推移変化を把握するため、環境放射能水準調査の文部科学省からの受託業務により設置しているモニタリングポスト及び文部科学省が自ら設置しているモニタリングポスト等により、放射線を24時間連続測定し、常時監視を行う。なお、県内10局については、県が維持管理を行う。</p> <p>○測定箇所：県内58箇所（県管理10箇所、文部科学省30箇所、女川原子力発電所周辺監視18箇所） ○測定頻度：10分毎のデータ ○測定機器：モニタリングポスト</p>	県	原子力 安全対 策課	▶		
2	<p>携帯型放射線測定器等による随時測定 《携帯型放射線測定器等による随時測定》</p> <p>地域の実情に応じたきめ細かい測定を実施するため、県内全市区町村に放射線測定器を貸与し、市町村において測定を実施する。</p> <p>○測定対象：市町村において必要に応じて実施 ○測定頻度：随時 ○測定機器：放射線測定器（NaI シンチレーションサーベイメータ、CsI 簡易型放射線測定器） ○測定箇所：市町村において必要に応じて実施</p>	県 市町村	原子力 安全対 策課	▶		

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
3	航空機モニタリング 《航空機モニタリング》 文部科学省が実施する航空機モニタリングについて、必要な協力を実施するとともに、その結果を把握する。 ○測定対象：県内全域 ○測定頻度：随時（県内全域はこれまで3回実施。福島第一原発から80km圏内はこれまでに6回実施している） ○測定機器：高精度大型放射線検出器	国	原子力 安全対 策課			
4	自動車による走行サーベイ 《自動車による走行サーベイ》 文部科学省が市町村に機器を貸し出して実施する走行サーベイ（車両に測定器を搭載し、走行しながら連続的に放射線量を測定し道路上の線量の分布を把握）について、必要な協力を実施するとともに、その結果を把握する。 ○測定対象：県内の道路 ○測定頻度：2回程度（今年度実績） ○測定機器：KURAMA-II ○測定箇所：希望する市町村の区域	国 県 市町村	原子力 安全対 策課			
5	学校、幼稚園、保育所等の校庭、園庭等の放射線量測定 《校庭、園庭等における測定》 市町村の協力を得て、幼児及び児童・生徒の安全性を確認するため、学校や幼稚園、保育所等の校庭、園庭等における空間放射線線量率の測定を行う。 ○測定対象：校庭、園庭等の空間放射線線量率 ○測定頻度：一斉測定は年1回（その他は市町村の判断により随時） ○測定機器：簡易型放射線測定器など ○測定箇所：市町村内の学校、幼稚園、保育所等 ○平成23年度の実績：1,622施設 ○平成24年度の実績：1,645施設	県 市町村	原子力 安全対 策課 スポー ツ健康 課 ほか			
6	県立都市公園等空間放射線量測定事業 《県立公園における測定》 公園内の空間放射線線量率と経時的変化を把握するため、県立5都市公園について定期的に測定を行う。 ○測定対象：県立公園の屋外施設等の空間放射線線量率 ○測定頻度：月1回程度 ○測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ ○測定箇所：加瀬沼公園（6地点） 外4か所	県	都市計 画課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
7	<p>スキー場の放射線線量率の測定 《スキー場における測定》</p> <p>スキー場が所在する各市町の協力を得て、スキー客の不安を払拭するため、スキー場における空間放射線線量率の測定を行う。</p> <p>○測定対象：県内各スキー場における空間放射線線量率</p> <p>○測定頻度：年1回</p> <p>○測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ 簡易型放射線測定器</p> <p>○測定箇所：泉ヶ岳スキー場 外8か所（1地点）</p>	県 市町村	原子力 安全対 策課			
8	<p>港湾内空間放射線量測定事業 《港湾における測定》</p> <p>県内の港湾（仙台塩釜港仙台港区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、空間放射線線量率の測定を行う。</p> <p>○測定対象：港湾内の空間放射線線量率</p> <p>○測定頻度：週2回</p> <p>○測定機器：簡易型放射線測定器</p> <p>○測定箇所：仙台塩釜港仙台港区 外2か所（各1地点）</p>	県	港湾課			
9	<p>企業局所管施設空間線量測定業務 《浄水場における測定》</p> <p>浄水場内で稼働している脱水機施設が、現場作業員や周辺環境へ与える影響を調査するため、浄水場における空間放射線線量率の測定を行う。</p> <p>○測定対象：企業局浄水場内の空間放射線線量率</p> <p>○測定頻度：週1回</p> <p>○測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ</p> <p>○測定箇所：大崎広域水道用水供給事業麓山浄水場 外2浄水場（各5地点）</p>	県	水道経 営管理 室			




2 放射性物質のモニタリング

(1) 食べ物・飲み物




個別取組方針




- ◆ 県内で生産される農林水産物や関連加工品、水道水の安全性を確認するための検査体制を整備するとともに、放射性物質の検査については状況に応じて対象品目を拡充しながらきめ細かに測定します。
- ◆ 国が実施する母乳等の放射性物質検査の結果等を情報提供します。
- ◆ 食用に供する主要な狩猟野生鳥獣等について、放射性物質の検査を実施します。
- ◆ 県民自らが家庭菜園等で収穫された農産物等の安全性を確認できるような体制整備に努めます。
- ◆ 平成 25 年 3 月に国の原子力災害対策本部から示された検査計画等に係る考え方を踏まえ、検査計画の見直しを行い、検査を実施します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p><u>県産農林水産物放射性物質対策事業（うち県産農林水産物放射性物質検査事業）</u></p> <p>《農林水産物，輸出向け食品の検査》</p> <p>県産農林水産物の安全性を確認するとともに、県内企業の輸出品の放射線量を測定し輸出継続を支援するため、平成 23 年度に整備した検査機器を活用し、農畜産物等放射性物質検査を行う。</p> <p>○検査対象：県産農林水産物 ○検査頻度（平成 25 年度）：週 20 点程度 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器（1 台） ○機器配置場所：県産業技術総合センター ○検査機関：県農林水産部</p> <p>※機器整備は平成 23 年度「県産農林水産物等輸出促進事業」により実施</p>	県	食産業 振興課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
2	<p>農林水産物放射性物質対策事業（うち放射性物質影響検証事業）</p> <p>《市町村が行う農畜産物・土壌等の検査への支援》 農畜産物及び農用地の土壌等に対する放射性物質の影響調査を行うため、市町村が実施する放射性物質測定検査に係る経費に対し、国の交付金を活用し支援を行う。</p> <p>○実施主体：市町村 ○対象事業：影響調査の実施，検査機器の整備 ○交付率：1／2以内 ※平成 23 年度は「放射性物質影響検証事業」により実施</p>	市町村	食産業 振興課			
3	<p>農産物放射能対策事業</p> <p>《農産物，水田土壌等の検査》 農産物等の安全確認を行うため，主要県産農産物等を対象に放射性物質の濃度を把握し，今後の営農対策等の検討に資するデータ等を整備する。</p> <p>○検査対象：農産物（米，麦，大豆，野菜類等），水田土壌，畑地土壌等 ○検査頻度：野菜類等は毎週，米，麦，大豆等は収穫期に検査，水田土壌等は年 1 回程度 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器（米，麦，大豆，野菜類等），Na I シンチレーションスペクトロメータ（野菜類等，水田土壌等） ○機器配置場所：県産業技術総合センター，県合同庁舎・亘理，美里，本吉農業改良普及センター（野菜類等），県農業・園芸総合研究所（水田土壌等），県古川農業試験場（水田土壌等） ○検査機関：県農林水産部（野菜類等），県農業・園芸総合研究所（水田土壌等），県古川農業試験場（水田土壌等），民間分析機関等（米，麦，大豆等） ※亘理，美里，本吉農業改良普及センターの機器整備は，「平成 24 年度 東日本大震災復興特別会計消費・安全対策交付金」により実施</p>	県	農産園 芸環境 課 農業振 興課			
4	<p>放射性物質影響調査事業</p> <p>《原乳の検査》 畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導するため，原乳の放射性物質濃度の検査を行う。</p> <p>○検査対象：原乳 ○検査頻度（平成 23, 24 年度）：毎週 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，Na I シンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県産業技術総合センター， 県畜産試験場 ○検査機関：県農林水産部</p>	県	畜産課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
5	<p>肉用牛出荷円滑化推進事業 《肉用牛の全頭検査》</p> <p>安全・安心な県産牛肉の流通，消費を図るため，県産牛全頭の放射性物質検査を行う。</p> <p>○検査対象：県内で生産された肉牛</p> <p>○検査頻度（平成 23，24 年度）：週 5 回（季節によっては，週 6 回）</p> <p>○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，Na I シンチレーションスペクトロメータ</p> <p>○機器配置場所：民間検査機関，県食肉衛生検査所</p> <p>○検査機関：民間検査機関，県食肉衛生検査所</p>	県	畜産課			
6	<p>水産物安全確保対策事業 《水産物の検査》</p> <p>宮城県産水産物の安全流通に資するため，放射能検査機器を導入し，水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施する。</p> <p>○検査対象：県内で水揚げされる水産物</p> <p>○検査頻度（平成 23 年度）：精密検査：週 63 検体 簡易検査：週 75 検体</p> <p>○検査機器：精密検査機器（ゲルマニウム半導体検出器ほか），Na I シンチレーションスペクトロメータ（5 台）</p> <p>○機器配置場所：県水産技術総合センター，県内主要 5 産地魚市場</p> <p>○検査機関：県農林水産部および魚市場開設者</p>	県 その他	水産業 振興課			
7	<p>林産物放射性物質対策事業 《きのこ・山菜類の検査》</p> <p>きのこ・山菜類等特用林産物の安全・安心を確保するため，出荷前の段階で放射性物質検査を行う。</p> <p>○検査対象：特用林産物（きのこ・山菜類）</p> <p>○検査頻度（平成 24 年度）：週 1 回（季節によっては週 3 回）</p> <p>○検査機器：Na I シンチレーションスペクトロメータ</p> <p>○機器配置場所：各合同庁舎</p> <p>○検査機関：県農林水産部</p>	県	林業振 興課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
8	<p>放射性物質検査対策事業 《県産牛の出荷前検査，流通段階の一般食品等の検査》</p> <p>食品の安全・安心を確保するため，放射性物質検査機器を整備し，県産牛の出荷前検査を継続的に行う。</p> <p>さらに，平成24年度からは，流通段階における食品の放射性物質検査を実施し検査結果を公表するとともに，基準に違反した食品が確認された場合は，速やかに回収等の措置を講ずる。</p> <p>(平成23年度～)</p> <p>○検査対象：宮城県食肉流通センターに搬入された，県産牛の肉</p> <p>○検査頻度：随時</p> <p>○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ，CsIシンチレーションスペクトロメータ</p> <p>○機器配置場所：県食肉衛生検査所等</p> <p>○検査機関：県食肉衛生検査所等</p> <p>(平成24年度～)</p> <p>○検査対象：牛肉，牛乳，清涼飲料水（ミネラルウォーター），乳児用食品，一般食品等</p> <p>○検査頻度：週1回</p> <p>○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ，ゲルマニウム半導体検出器（平成23年度導入）</p> <p>○機器配置場所：県原子力センター</p> <p>○検査機関：県原子力センター，食肉衛生検査所</p>	県	食と暮らしの安全推進課			
9	<p>市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査 《水道水の検査》</p> <p>水道事業体からの依頼に応じて，水道水の安全・安心を確保するため，放射性物質検査を行う。</p> <p>○検査対象：県内の各水道事業体</p> <p>○検査頻度：随時</p> <p>○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器</p> <p>○機器配置場所：県原子力センター</p> <p>○検査機関：県原子力センター</p>	県	食と暮らしの安全推進課			
10	<p>企業局における水道水の放射性物質検査 《水道水の検査》</p> <p>安全・安心な水道水を受水市町村に供給するため，水道水の放射性物質検査を行う。</p> <p>○検査対象：大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業の水道水</p> <p>○検査頻度：週1回</p> <p>○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器</p> <p>○機器配置場所：県原子力センター</p> <p>○検査機関：県原子力センター</p>	県	水道経営管理室			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
11	<p>母乳の検査結果等に関する情報提供</p> <p>放射線が母乳に与える影響等について、国が実施した調査の結果や国の見解等に関する情報提供を行う。</p> <p>○国の調査結果等の情報提供 母乳中の放射性物質濃度等に関する調査 (平成23年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の調査結果及び国の評価等 ・国の調査結果を踏まえた日本小児科学会, 日本産婦人科学会等の見解等(調査についてのQ&A) <p>国(厚生労働省)が作成するパンフレットなど</p> <p>○提供手法 県ホームページ等による情報提供</p>	国 県	子育て 支援課			
12	<p>狩猟野生鳥獣の放射性物質検査 《食用に供する狩猟野生鳥獣の検査》</p> <p>平成23年8月に県内のイノシシ肉から暫定規制値を超過する放射性物質が検出されたため、県内各地で食用に供されるイノシシ等野生鳥獣の肉の放射能検査実施と検査結果周知・公表を継続して行う。</p> <p>○検査対象：野生鳥獣(イノシシ等)の肉</p> <p>○検査頻度(平成25年度)：200検体</p> <p>○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器</p> <p>○機器配置場所：県原子力センター</p> <p>○検査機関：県原子力センター</p>	県	自然保 護課			
13	<p>放射能 県民安心事業 《県民持ち込みの農産物等の検査》</p> <p>県民が持ち込んだ家庭菜園の農産物等の安全性を確認できるよう、県内市町村に簡易型の放射能測定器を配備し、市町村による個別の放射能測定を実施する。</p> <p>○検査対象：家庭菜園等で収穫された農産物等(流通品は除く)</p> <p>○検査頻度：随時</p> <p>○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ (39台)</p> <p>○機器配置場所：各市町村</p> <p>○検査機関：各市町村</p>	県 市町村	原子力 安全対 策課			


番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
14	<p>消費生活センター機能充実事業 《市町村が行う食品等の放射性物質検査への支援》</p> <p>消費者が購入、生産及び採取した食品等に対する放射性物質測定を行うため、市町村が実施する放射性物質測定検査に係る経費に対し、国の交付金を活用し支援を行うもの。</p> <p>○実施主体：市町村 ○対象事業：放射性物質測定機器のメンテナンス及び消耗品等購入経費 ○補助率：10/10</p>	市町村	消費生活・文化課			
15	<p>簡易測定器による農林水産物の放射能測定に係る検証事業 《水産物の検査機器の精度の向上》</p> <p>県が整備し、かつ、保有する水産物における放射性物質の濃度を把握するために必要な簡易測定器の改良を行い、その有効性を検証する。</p> <p>○検査対象：県内の主要な魚市場で水揚げされる水産物 ○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ（5台） ○機器貸与場所：県内の主要な産地魚市場（5市場） ○検査機関：魚市場開設者等</p>	県	水産業振興課			
16	<p>簡易測定器による食品の放射能測定に係る検証事業 《食品の検査機器の精度の向上》</p> <p>県が整備し、かつ、保有する食品における放射性物質の濃度を把握するために必要な簡易測定器の改良を行い、その有効性を検証する。</p> <p>○検査対象：牛肉 ○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ（4台） ○機器配置場所：県食肉衛生検査所等 ○検査機関：県等</p>	県	食と暮らしの安全推進課			

(2) 子どもの給食

個別取組方針

- ◆ 学校給食等に使用される食材の放射性物質の検査については、国の制度を活用した検査機器の配備やその運用方法、検査を実施する場合の様々な課題への対応などについて、市町村と連携して進めていきます。




番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>学校給食安全・安心対策事業 《学校給食一食全体の事後検査及び事前のサンプル検査》</p> <p>児童生徒及び保護者等の学校給食に対する安心を確保するため、学校給食一食全体について事後検査（学校給食モニタリング事業）を検査機関に委託して行う。また、平成24年度からは、給食食材の事前のサンプル検査を実施する。</p> <p>○検査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食モニタリング事業 角田市、石巻市の各1つの給食施設で用いられる給食用食材（平成23年度） 12市町及び8県立学校（平成24年度） 事前サンプル検査（平成24年度） 県立、市町村立、私立小中学校、幼稚園、特別支援学校、保育所の給食用食材 <p>○検査頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食モニタリング事業 1市町村（施設）5回ずつの合計10回の検査 （平成23年度） 12市町（22施設）及び8県立学校、296検体実施 （平成24年度） 事前サンプル検査（検査は各市町村等の希望による） 2,059検体実施「平成24年度 H25.3.7現在」 <p>○検査機器</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食モニタリング検査： ゲルマニウム半導体検出器 事前サンプル検査： NaIシンチレーションスペクトロメータ <p>○配置場所（見込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食モニタリング事業 検査受託機関 事前サンプル検査 各教育（地域）事務所等（県内8カ所） 	県 市町村 その他	スポー ツ健康 課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
2	<p><u>児童福祉施設等給食安全・安心対策事業</u> 《給食一食全体の事後検査》</p> <p>児童のより一層の安全・安心確保の観点から、児童福祉施設等で提供される給食における放射性物質の有無について把握するため、給食一食全体について事後検査を実施し、また、市町村が検査機関に委託して実施する検査費用について補助する。</p> <p>○検査対象 児童福祉施設等が提供する給食食材</p> <p>○検査頻度 週1回程度（公立私立の別、頻度は市町村の希望による）</p> <p>○検査機関 検査受託機関</p>	県 市町村	子育て 支援課			

(3) 食べ物を育む環境

個別取組方針



- ◆ 食品衛生法上の基準値を超えない安全・安心な農林水産物の生産を確保するために、その生産基盤である水田や畑地土壌のほか、家畜飼料や敷料、肥料、きのこ原木等の放射性物質の検査を広域的かつ継続的に実施します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>農産物放射能対策事業【再掲】 《農産物以外（水田土壌等）の検査》</p> <p>農産物等の安全確認を行うため、主要県産農産物等を対象に放射性物質の濃度を把握し、今後の営農対策等の検討に資するデータ等を整備する。</p> <p>○検査対象：水田土壌、畑地土壌等 ○検査頻度：年3～10回程度 ○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県農業・園芸総合研究所，県古川農業試験場 ○検査機関：県農業・園芸総合研究所，県古川農業試験場</p>	県	農産園芸環境課			
2	<p>放射性物質影響調査事業【再掲】 《粗飼料，草地土壌等の検査》</p> <p>畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導するため、粗飼料や草地土壌等の放射性物質濃度の検査を行う。</p> <p>○検査対象：粗飼料，草地土壌等 ○検査頻度：随時 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県産業技術総合センター，県合同庁舎，県畜産試験場 ○検査機関：県農林水産部</p>	県	畜産課			
3	<p>林産物放射性物質対策事業【再掲】 《きのこ原木やほだ木の検査》</p> <p>特用林産物の安全・安心を確保するため、きのこ原木やほだ木などの検査を広域的に行う。</p> <p>○検査対象：きのこ原木，ほだ木 ○検査頻度：随時 ○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県林業技術総合センター ○検査機関：県農林水産部</p>	県	林業振興課			



(4) 産業活動

個別取組方針

- ◆ 自社の製品に関する残留放射能を測定することを取引先から求められている事例が発生しているため、県内の工業製品や、農林水産原料及び加工品の残留放射能を測定する技術支援を実施します。
- ◆ 海域への放射性物質の流出を受け、外国から県内の港湾への船舶の寄港について、安全性を周知するため、県内の港湾における海水中の放射性物質濃度を測定します。
- ◆ 工業用水の安全性を確保するとともに、浄水発生土や下水道汚泥を適切に取り扱うための放射性物質の濃度を測定します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>工業製品放射線関連風評被害対策事業費 《工業製品の表面放射線線量率の測定》</p> <p>震災に係る原発事故の影響に対する不安を原因として、県内企業が自社製品に対する残留放射能測定を求められる事例が発生しているため、県内で生産される工業製品について残留放射能を測定し、結果を報告書として提供する技術支援を行う。</p> <p>○測定対象：宮城県内の企業が生産する工業製品 ○測定頻度：毎日（企業の測定依頼の都度、実施） ○測定機器：Na Iシンチレーションサーベイメータ，GMサーベイメータ ○機器配置場所：県産業技術総合センター ○測定機関：県産業技術総合センター</p>	県	新産業振興課			
2	<p>食品加工品等放射能関連風評被害対策事業 《県内で生産される食品加工品等の残留放射能濃度の測定》</p> <p>震災に係る原発事故の影響に対する不安を原因として、県内企業が自社製品に対する残留放射能測定を求められる事例が発生しているため、県内で生産される加工品、食品加工品等について残留放射能濃度を測定し、結果を報告書として提供する技術支援を行う。</p> <p>また、農林水産部において、県内農産物等の放射性物質の測定を行う。</p> <p>○測定対象：宮城県内の企業が生産する食品加工品等 宮城県産の農産物、畜産物、林産物 ○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県産業技術総合センター ○測定機関：県産業技術総合センター等</p>	県	新産業振興課			



番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
3	<p>港湾内海水放射能測定事業 《港における海水中の放射能濃度の測定》</p> <p>県内の港湾（仙台塩釜港仙台港区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、海水中の放射能の測定を行う。</p> <p>○測定対象：岸壁前面の海水 ○測定頻度：2週間に1回 ○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県原子力センター ○測定箇所：仙台塩釜港仙台港区 外2か所（1地点）</p>	県	港湾課			
4	<p>港湾内放射能測定事業 《コンテナ表面の放射線線量率の測定》</p> <p>仙台塩釜港の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、同港仙台港区高砂コンテナターミナルに搬入されるコンテナ表面の放射線線量率の測定を行う。</p> <p>○測定対象：高砂コンテナターミナルに搬入されるコンテナ表面の放射線線量率 ○測定頻度：毎日（土・日・祝日等ターミナル閉鎖日を除く）（1日60本程度） ○測定機器：簡易型放射線測定器 ○測定箇所：仙台塩釜港仙台港区（1地点）</p>	県	港湾課			
5	<p>工業用水の放射性物質検査 《工業用水の放射能濃度の測定》</p> <p>食品関連会社等のユーザーもおり、工業用水の安全を確認するため、放射能濃度の測定を行う。</p> <p>○測定対象：仙塩・仙台圏・仙台北部工業用水道の工業用水 ○測定頻度：週1回 ○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県原子力センター ○測定機関：県原子力センター</p>	県	水道経営管理室			
6	<p>市町村等水道事業体における浄水発生土の放射性物質検査 《浄水発生土の放射能濃度の測定》</p> <p>水道事業体からの依頼に応じて、浄水発生土の適切な保管・処分を行うため、放射性物質検査を行う。</p> <p>○検査対象：県内の各水道事業体 ○検査頻度：随時 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県原子力センター ○検査機関：県原子力センター</p>	県	食と暮らしの安全推進課			



番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
7	<p>浄水発生土の放射性物質検査 《浄水発生土の放射能濃度の測定》</p> <p>放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物の保管や廃棄物処理施設に搬出処分するため、放射能濃度の測定を行う。</p> <p>○測定対象：県企業局浄水場で発生する浄水発生土</p> <p>○測定頻度：月2回（第2・4火曜日）</p> <p>○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器</p> <p>○機器配置場所：県原子力センター</p> <p>○測定機関：県原子力センター</p> <p>○測定箇所：大崎広域水道用水供給事業麓山浄水場 外4浄水場</p>	県	水道経 営管理 室			
8	<p>流域下水汚泥等放射能測定事業 《下水汚泥等の放射能濃度の測定》</p> <p>放射能濃度に応じた適切な処分を行うため、脱水汚泥等の放射能濃度を定期的に測定する。</p> <p>○測定対象：流域下水処理場から排出される下水汚泥、 汚泥焼却灰及び汚泥燃料化物</p> <p>○測定頻度：月1回（下水汚泥、汚泥焼却灰） 月2回（汚泥燃料化物）</p> <p>○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器</p> <p>○機器配置場所：県原子力センター</p> <p>○測定機関：県原子力センター</p> <p>○測定箇所：仙塩浄化センター 外6処理場</p>	県	下水道 課			

(5) その他

個別取組方針

- ◆ 県民，特に子どもの健康を考慮し，学校や保育所等が保有するプールの水等，県民が利用する施設の放射性物質の検査を必要に応じて行います。
- ◆ 環境中に放出された放射性物質の状況を把握するために環境省が実施する公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水のモニタリングにおいて，適切な地点の選定について，市町村等と連携して働きかけていきます。
- ◆ 自然由来と原発由来の放射性物質を判別するため，地表面に降下した放射性核種についての測定を行います。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>学校や保育所等が保有するプールの水等の放射性物質検査</p> <p>《プールの水の放射能濃度の測定》</p> <p>児童生徒及び保護者等の学校のプールの使用に対する安心を確保するため，学校のプール水のサンプル調査を実施する。</p> <p>○測定対象：各学校等のプール水（サンプル調査）</p> <p>○測定頻度：1シーズン1回から2回程度</p> <p>○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器</p> <p>○測定実施機関：大学等研究機関</p> <p>○平成23年度の実績：調査対象49校，測定回数3回</p> <p>○平成24年度の実績：調査対象41校，測定回数3回</p>	県市町村	スポーツ健康課			
2	<p>公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水の放射性物質モニタリング</p> <p>《河川，湖沼，海域等及び地下水の放射能濃度の測定》</p> <p>水環境の汚染範囲の特定等のため，環境省が行う水質，底質，環境試料（土壌等）の放射性物質濃度の測定について，適切な地点を選定する。</p> <p>○測定対象：県内の公共用水域等及び地下水</p> <p>○測定頻度：年4回程度（状況にあわせて調整）</p> <p>○測定機関：環境省の委託業者</p> <p>○平成24年度の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ・測定箇所：公共用水域等（名取川水系等河川，湖沼，仙台港地先海域等）76地点 地下水（仙台市等）22地点 	国県	環境対策課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
3	<p>降下物の検査</p> <p>《降下物の放射能濃度の測定》</p> <p>ちりや雨水に含まれる放射性物質を確認するため、地表面に降下した放射性核種についての測定を行う。</p> <p>○測定対象：ちり，雨水</p> <p>○測定頻度：週1回（平成24年度～）</p> <p>○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器</p> <p>○機器配置場所：原子力センター</p> <p>○測定機関：原子力センター</p> <p>○測定箇所：原子力センター敷地内（1地点）</p>	県	原子力 安全対 策課			
4	<p>スキー場の雪の放射能濃度測定</p> <p>《スキー場における雪の放射能濃度の測定》</p> <p>スキー場が所在する各市町の協力を得て、スキー場の安全性を確認するため、スキー場における雪の放射能濃度を測定する。</p> <p>○測定対象：県内各スキー場における雪</p> <p>○測定頻度：年1回</p> <p>○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器</p> <p>○機器配置場所：県原子力センター</p> <p>○測定機関：県原子力センター</p> <p>○測定箇所：泉ヶ岳スキー場 外8か所（各1地点）</p>	県	原子力 安全対 策課			

第2 健康不安への配慮

個別取組方針

- ◆ 放射線被ばくや甲状腺腫瘍学などの専門家で構成する「宮城県健康影響に関する有識者会議」の提言（「放射線に対する正しい知識の普及啓発」、「一般検診やがん検診の受診勧奨」、「喫煙、食事運動等の生活習慣等の改善による発がんリスクの低減」、「がん登録の整備推進」）を踏まえ、これらの取組について、更なる充実を図り、県民の方々の健康に対する不安払拭に努めます。
- ◆ 原発事故に伴う健康不安払拭への取組について、引き続き、国の責任と判断において、対応方針等について早急に示すよう求めます。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>健康影響検討調査事業 《有識者会議の開催、健康影響確認検査（平成23年度のみ）、住民・市町職員向け講演会の実施》 放射線が体に与える影響等、放射能に関する正しい知識の普及を図るため、講演会等を開催する。</p> <p>○有識者会議の開催 ・開催実績 平成23年度：①平成23年10月25日 ②平成24年1月24日 平成24年度：開催なし</p> <p>○健康影響確認検査（平成23年度） ・平成23年度検査実績及び受検者数 甲状腺検査：①平成23年12月4日 甲状腺検査：②平成24年1月15日（子ども64名） ホールボディカウンター測定： 平成24年1月14日～15日 （子ども43名，保護者27名）</p> <p>○健康不安払拭のための対応策の実施 ①住民・市町職員向け講演会の開催 ・開催実績 平成23年度：4回開催 約1,000人参加 平成24年度：2回開催 約600人参加 ②一般検診やがん検診の受診勧奨 ③生活習慣の改善による発がんリスクの低減 ④がん登録の整備推進 ※②～④は、がん対策・健康づくり対策として別途実施。</p>	県	保健福祉総務課 疾病・感染症対策室			

第3 汚染・被害の拡大防止

A 放射性物質汚染の拡大防止

1 空間放射線線量の低減化

個別取組方針

- ◆ 県民の日常生活における被ばく線量を可能な限り低減させるため、除染を実施する市町村に対し除染支援チームを派遣するほか、マニュアルを策定し提供を行うなど、市町村と一体となった除染を推進していきます。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>除染対策支援事業 《除染支援チームの派遣 など》</p> <p>県民の被ばくリスクを低減させ、又は県民の不安を解消するため、市町村が行う除染対策事業に対する支援、及び県有施設の除染対策を進める。</p> <p>○除染支援チームの派遣 ○除染講習会開催 ○除染アドバイザーの設置</p> <p>※詳細は「第4 放射線線量低減化対策」参照。</p>	県	原子力 安全対 策課	▶		
2	<p>放射線・放射能広報事業 《環境審議会放射能対策専門委員会議の設置》</p> <p>県民の不安解消のため、環境審議会に「放射能対策専門委員」を設置し、技術的・専門的見地からの助言を踏まえた放射線等に関する正しい知識の普及・啓発に努める。</p> <p>○環境審議会放射能対策専門委員会議の設置</p> <p>※詳細は「第4 放射線線量低減化対策」参照。</p>	県	原子力 安全対 策課	▶		

2 飲食物による放射性物質汚染の拡大防止



個別取組方針

- ◆ 農林水産物や水道水を通じた放射性物質による人体への汚染拡大を防止するため、放射性物質濃度の検査をきめ細かく継続的に実施します。
- ◆ 土壌や肥料、土壌改良資材、飼料、敷料やきこの原木等における放射性物質の検査を実施し、規制値等を超過した場合は、使用自粛等要請等の対策を講じます。
- ◆ 食品衛生法上の基準値を超える水道水や農林水産物が確認された場合には、国の指示に基づく摂取制限や出荷制限を迅速かつ徹底して実施するほか、生産者団体と協議の上、出荷自粛要請等の対策を講じます。
- ◆ 国において基準値等の見直しが行われた場合には、速やかに関係機関への周知徹底を図るとともに、見直し後の基準に従って適切に対応します。




【食品中の放射性物質に係る基準値の設定】




暫定規制値		新しい基準値（平成 24 年 4 月 1 日から）		
食品群	基準値 Bq/kg	食品群		基準値 Bq/kg
飲料水	200	飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水、飲用茶	10
牛乳・乳製品	200	牛乳	牛乳、低脂肪乳、加工乳、乳飲料など	50
野菜類	500	乳児用食品	乳児用調製粉乳、乳児用食品、ベビーフード、乳幼児向け飲料など	50
穀類		一般食品	上記以外の食品	100
肉・卵・魚・その他				

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p><u>食品衛生法上の基準値等を超過した場合の出荷自粛要請等の対策</u></p> <p>○出荷自粛等の要請 検査の結果、基準値等を超過した場合には、速やかにその結果を公表するとともに、食品の安全性を確保するため、関係事業者等に対し出荷自粛を要請する。</p> <p>また、国から、知事に対し、出荷制限の指示があった場合は、その指示を受け、市町村、関係事業者に対し出荷を差し控えるよう要請する。</p> <p>○出荷自粛等の実施の確認 出荷自粛等を要請したときは、確実にその実施がされているかを関係事業者を確認し、常にその状況を把握しておく。</p>	国 県	環境生活部 農林水産部 関係課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
2	<p>県産農林水産物放射性物質対策事業（うち県産農林水産物放射性物質検査事業）【再掲】</p> <p>《農林水産物，輸出向け食品の検査》</p> <p>県産農林水産物の安全性を確認するため，平成23年度に整備した検査機器を活用し，放射性物質検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検査対象：県産農林水産物 ○検査頻度（平成25年度）：週20点程度 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県産業技術総合センター ○検査機関：県農林水産部 <p>※機器整備は平成23年度「県産農林水産物等輸出促進事業」により実施</p>	県	食産業 振興課			
3	<p>農産物放射能対策事業【再掲】</p> <p>《農産物（米，麦，大豆，野菜類など），水田土壌等の検査》</p> <p>農産物等の安全確認を行うため，主要県産農産物等を対象に放射性物質の検査を行うとともに，その生産基盤である水田や畑地土壌の検査を行い，今後の営農対策等の検討に資するデータ等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農産物（米，麦，大豆，野菜類等） <ul style="list-style-type: none"> ・検査頻度（平成23年度）：野菜類は毎週，米，麦，大豆等は収穫期に検査 ・検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションスペクトロメータ ・機器配置場所：県産業技術総合センター，県合同庁舎，古川農業試験場，亘理，美里，本吉農業改良普及センター ・検査機関：県農林水産部（野菜類等），民間分析機関等（米，麦，大豆等） ○水田土壌，畑地土壌等 <ul style="list-style-type: none"> ・検査頻度：年1回程度 ・検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ ・機器配置場所：県農業・園芸総合研究所，県古川農業試験場 ・検査機関：県農業・園芸総合研究所，県古川農業試験場 <p>※亘理，美里，本吉農業改良普及センターの機器整備は，「平成24年度 東日本大震災復興特別会計消費・安全対策交付金」により実施</p>	県	農産園 芸環境 課 農業振 興課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
4	放射性物質影響調査事業【再掲】 《原乳、粗飼料、草地土壌等の検査》 畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導するため、原乳、粗飼料や草地土壌等の放射性物質濃度の検査を行う。 ○検査対象：原乳、粗飼料、草地土壌等 ○検査頻度（平成 23, 24 年度）：原乳は毎週、粗飼料、草地土壌は随時 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県産業技術総合センター，県合同庁舎，畜産試験場 ○検査機関：県農林水産部	県	畜産課			
5	肉用牛出荷円滑化推進事業【再掲】 《肉用牛の全頭検査》 安全・安心な県産牛肉の流通，消費を図るため，県産牛全頭の放射性物質検査を行う。 ○検査対象：県内で生産された肉牛 ○検査頻度（平成 23, 24 年度）：週 5 回（季節によっては，週 6 回） ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：民間検査機関，県食肉衛生検査所 ○検査機関：民間検査機関，県食肉衛生検査所	県	畜産課			
6	廃用牛低減緊急対策事業 《廃用牛の集中管理》 搾乳牛や繁殖牛の供用を終えた雌牛（廃用牛）について，食肉の規制値に準拠するため，生体における放射線量を測定し，出荷適期を指導する。 ○廃用牛の集中管理： 農協等が実施する廃用牛（搾乳牛や繁殖牛の供用を終えた雌牛）の集中的な管理を支援するもの。 ○集中管理施設への支援： 集中管理施設での飼養管理支援や生体検査を支援するもの。	その他	畜産課			
7	畜産試験場家畜管理 《畜産試験場における家畜や牧草地等の管理》 畜産試験場における代替粗飼料の給与や牧草地の除染等を行う。 ○牛等管理費： 牧草の利用自粛に伴う代替粗飼料の購入，給与を行うもの ○ほ場管理費： 試験場内の牧草地除染を行うもの	県	畜産課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
8	<p>水産物安全確保対策事業【再掲】 《水産物の検査》</p> <p>宮城県産水産物の安全流通に資するため、放射能検査機器を導入し、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施する。</p> <p>○検査対象：県内で水揚げされる水産物</p> <p>○検査頻度（平成23年度）： 精密検査：週63検体 簡易検査：週75検体</p> <p>○検査機器：精密検査機器（ゲルマニウム半導体検出器ほか）、NaIシンチレーションスペクトロメータ（5台）</p> <p>○機器配置場所：県水産技術総合センター，県内主要5産地魚市場</p> <p>○検査機関：県農林水産部及び魚市場開設者</p>	県	水産業 振興課			
9	<p>林産物放射性物質対策事業【再掲】 《特用林産物(きのこ類等),きのこ原木等の検査》</p> <p>きのこ類をはじめとする特用林産物の安全・安心を確保するため、生産物の出荷前段階での放射性物質検査を行う。また、きのこ原木やほだ木などの検査を広域的に行う</p> <p>○特用林産物（きのこ類等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査頻度（平成23年度）：週1回 ・検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ ・機器配置場所：各合同庁舎 ・検査機関：県農林水産部 <p>○きのこ原木，ほだ木</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査頻度：随時 ・検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ ・機器配置場所：県林業技術総合センター ・検査機関：県農林水産部 	県	林業振 興課			
10	<p>市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査【再掲】 《水道水の検査》</p> <p>水道事業体からの依頼に応じて、水道水の安全・安心を確保するため、放射性物質検査を行う。</p> <p>○検査対象：県内の各水道事業体</p> <p>○検査頻度：随時</p> <p>○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器</p> <p>○機器配置場所：県原子力センター</p> <p>○検査機関：県原子力センター</p>	県	食と暮 らしの 安全推 進課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
11	<p>企業局における水道水の放射性物質検査【再掲】 《水道水の検査》</p> <p>安全・安心な水道水を受水市町村に供給するため、水道水の放射性物質検査を行う。</p> <p>○検査対象：大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業の水道水</p> <p>○検査頻度：週1回</p> <p>○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器</p> <p>○機器配置場所：県原子力センター</p> <p>○検査機関：県原子力センター</p>	県	水道経営管理室			
12	<p>放射性物質検査対策事業【再掲】 《県産牛の出荷前検査，流通段階の一般食品等の検査》</p> <p>食品の安全・安心を確保するため，放射性物質検査機器を整備し，県産牛の出荷前検査を継続的に行う。さらに，平成24年度からは，流通段階における食品の放射性物質検査を実施し検査結果を公表するとともに，基準に違反した食品が確認された場合は，速やかに回収等の措置を講ずる。</p> <p>（平成23年度～）</p> <p>○検査対象：宮城県食肉流通センターに搬入された，県産牛の肉</p> <p>○検査頻度：随時</p> <p>○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ，CsIシンチレーションスペクトロメータ</p> <p>○機器配置場所：県食肉衛生検査所等</p> <p>○検査機関：県食肉衛生検査所等</p> <p>（平成24年度～）</p> <p>○検査対象：牛肉，牛乳，清涼飲料水（ミネラルウォーター），乳児用食品，一般食品等</p> <p>○検査頻度：週1回</p> <p>○検査機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ，ゲルマニウム半導体検出器（平成23年度導入）</p> <p>○機器配置場所：県原子力センター</p> <p>○検査機関：県原子力センター，食肉衛生検査所</p>	県	食と暮らしの安全推進課			
13	<p>消費生活センター機能充実事業【再掲】 《市町村が行う食品等の放射性物質検査への支援》</p> <p>消費者が購入，生産及び採取した食品等に対する放射性物質測定を行うため，市町村が実施する放射性物質測定検査に係る経費に対し，国の交付金を活用し支援を行うもの。</p> <p>○実施主体：市町村</p> <p>○対象事業：放射性物質測定機器のメンテナンス及び消耗品等購入経費</p> <p>○補助率：10/10</p>	市町村	消費生活・文化課			

B 経済的被害の拡大防止

1 金融・経営支援

個別取組方針

- ◆ 風評被害により業績が悪化した中小企業者等に対する相談体制の充実を図るとともに、事業継続に向けた総合的な金融・販売支援を講じます。
- ◆ 出荷制限やこれに伴う風評被害を受けた農林水産業については、減収や費用負担に伴う資金不足への支援として、出荷制限に係るつなぎ融資等の緊急支援対策、低利の制度資金による資金融通の円滑化等により経営継続を支援します。
- ◆ 放射性物質に汚染された農地、草地、ほだ木などの農林畜産物の生産基盤の復元等、生産活動・事業活動の再開の取組を支援します。
- ◆ 輸出関連では、海外でのPR活動のための経費の助成を行うほか、取引継続のための海外での商談や放射性物質の検査に要する費用についても支援します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>中小企業経営安定資金等貸付金 《中小企業への金融支援》</p> <p>県中小企業融資制度に新たな資金を創設し、事業活動に支障を来している中小企業者に対して金融支援を行う。</p> <p>○災害復旧対策資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：1千万円 ・融資利率：年1.0%以内 ・資金使途：運転資金 ・償還期間：10年以内（据置2年以内） ・取扱期間：平成23年4月1日～同年9月9日 <p>○みやぎ中小企業復興特別資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：8千万円 ・融資利率：年1.5% ・資金使途：設備資金，運転資金 ・償還期間：15年以内（据置3年以内） ・取扱期間：平成23年6月27日～平成26年3月31日 	県	商工経営支援課	▶		
2	<p>被災中小企業者対策資金利子補給事業 《中小企業への利子補給》</p> <p>被災中小企業者の金利負担を軽減するため、県中小企業経営安定資金・災害対策資金及びみやぎ中小企業復興特別資金を借り入れた中小企業者のうち罹災証明書等の交付を受けた者に対し利子補給を行う。</p> <p>○対象融資限度額：1企業3,000万円以内</p> <p>○利子補給率：災害復旧対策資金1.0% みやぎ中小企業復興特別資金1.5%</p> <p>○補給期間：借入日から3年間</p> <p>○補給回数：年2回</p>	県	商工経営支援課	▶		

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
3	<p>販路回復支援事業 《販路開拓・取引拡大等に向けた支援》 震災により販路を喪失した商工業者の販路回復・拡大のため、中小企業支援団体が開催する商談会等に係る経費を補助する。</p> <p>○事業主体 中小企業支援機関</p> <p>○補助対象経費 (1) 県内外での商談会開催に係る経費 (2) 製品の開発・改善指導及び商談会参加パイヤーとのマッチングを調整するコーディネーター設置に係る経費 (3) 研修会等の開催に係る経費</p> <p>○補助率, 上限額 補助対象経費の1/2, 上限額1,000万円</p>	県	商工経営支援課			
4	<p>被災中小企業海外ビジネス支援事業 《海外ビジネス継続のための経費助成》 震災等により海外との取引継続が困難な県内企業等に対し、海外ビジネスの維持継続を支援するための各種補助を行う。</p> <p>○補助対象事業者： (1) 中小企業又はそれを取りまとめる団体であること (2) 県内に本社又は工場を有すること (3) 震災発生後、輸入規制がとられた国・地域において、震災発生以前から当該規制の対象品を取り扱う海外ビジネスに取り組んでいた実績（契約・商談等）があること。 (4) 当該規制の対象品について、海外で新たな販路開拓の計画を有すること。</p> <p>○補助対象経費： 海外で行われる海外企業との商談、海外で行われる商談会、展示会等への出展に係る渡航費、宿泊費、通訳雇用費（県が主催又は共催となっている商談会、展示会等、県農林水産部が実施する地域産品輸出促進助成事業交付金の交付を受けている事業は除く。）</p> <p>○補助額：対象となる経費の2分の1以内とし、かつ20万円を超えない額とする。</p>	県	海外ビジネス支援室			
5	<p>東日本大震災農林業災害対策資金利子補給事業 《農林業者に対する利子補給》 災害復旧の促進及び経営の維持・回復を図るため、原発事故に伴う出荷停止等による損害を受けた農林業者に対して、災害対策資金の円滑な融通を図ります。</p>	県 市町村	農林水産経営支援課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
6	<p>県産農林水産物等イメージアップ推進事業 《県産農林水産物等のPR》</p> <p>震災で県産農林水産物等が大規模な被害を受けたことから、復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図るため、被災前の状況に回復するまでの間、メディアの活用、海外バイヤー対応などの事業を実施する。</p> <p>○補助事業対象団体：各JA（JA宮城）、各漁協（3漁協）、各加工組合・食品製造事業者団体（38団体）、（社）県物産振興協会、各種銘柄推進協議会等</p> <p>○補助対象経費：</p> <p>(1)商談会等のイベントを活用した県産農林水産物等PR</p> <p>(2)メディアを活用したスポット的テレビCMや単発的な記事広告等によるPR</p> <p>(3)海外バイヤーとの取引再開等に向けた取組</p> <p>(4)県産農林水産物等の評価向上に資すると認められる取組</p> <p>○補助率：補助対象経費の1/2以内かつ1,000千円を上限。</p>	県	食産業 振興課			
7	<p>宮城県産品風評対策強化事業 《県産農林水産物等のPR》</p> <p>県産農林水産物等の安全性と「食材王国みやぎ」が誇る様々な食品を紹介するための情報発信を行い、信頼回復と消費拡大を図る。</p> <p>○主要交通施設での広報PR</p> <p>○新聞紙面への特集記事掲載等による広報PR</p> <p>○WEBサイト等との連携による広報PR</p>	県	食産業 振興課			
8	<p>県産農林水産物・食品等利用拡大事業 《県内農林漁業者、食品関連事業者の販路確保支援》</p> <p>県産農林水産物の販路及び需要の開拓・拡大を図るため、展示・商談会の開催や出展に要する経費の一部を補助する。</p> <p>○生産者と実需者との連携・販路拡大支援事業 県外で開催される展示・商談会等への出展に要する経費の一部を補助</p> <p>○県産農林水産物利用推進事業 県内外での展示商談会等の開催に要する経費の一部を補助</p>	県	農林水 産政策 室			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
9	<p>県産農林水産物等消費回復・販路拡大モデル事業 《震災により被災した食品関連事業者に対する販路確保支援》</p> <p>関西地区における県産農林水産物等に対する信頼回復と販売拡大を図るため、展示商談会や現地視察ツアー等を開催する。</p> <p>○関西地区における消費回復・販路拡大（風評被害対策）商談会 ○ビジネス交流促進現地視察ツアー ○風評被害対策プロモーション</p>	県	農林水産政策室			
10	<p>農産物の放射性物質吸収抑制対策【再掲】 《農地土壌からの農産物の放射性物質吸収抑制対策の支援》</p> <p>農産物の放射性物質吸収抑制のための経費を助成する。</p> <p>○東日本大震災農業生産対策交付金の活用 ・事業主体：市町村等 ・事業内容：加里肥料等の施用、反転耕、深耕等放射能の移行を低減するための対策。 ・交付率：定額</p> <p>○農産物放射性物質吸収抑制対策事業【H25年度拡充】 ・事業主体：市町村，農業団体等 ・事業内容：放射性物質吸収抑制資材の施用，耕種的吸収抑制の実施に対する補助 ・補助率：1／4 ・対象地域：東日本大震災農業生産対策交付金の対象とならない地域</p>	市町村等	農産園芸環境課			
11	<p>肉用牛経営緊急支援事業 《肉用牛農家に対する緊急支援》</p> <p>肉牛の出荷制限指示を受けた肉用牛農家に対し，経営継続を支援するため，緊急的に経営支援資金の交付を行う。</p> <p>○事業主体：社団法人宮城県畜産協会 ○補助対象経費：出荷遅延の肉牛に対して経営緊急支援金を交付 ○補助率：出荷遅延牛1頭あたり定額を支援</p>	県	畜産課			
12	<p>肉用牛出荷円滑化推進事業【再掲】 《廃用牛の集中管理経費への支援》</p> <p>県産牛の出荷停止措置の影響により，廃用牛の出荷が停滞し，農家段階に滞留している問題を解決するため，廃用牛を地域の空き牛舎や牧場などにおいて一定期間管理する集中管理に係る経費の貸付を行う。</p> <p>○事業主体：農業協同組合等 ○補助対象経費：廃用牛の集中管理に係る経費 ○補助率：廃用牛1頭あたりの定額を支援</p>	県	畜産課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
13	廃用牛低減緊急対策事業【再掲】 《廃用牛の集中管理》 搾乳牛や繁殖牛の供用を終えた雌牛（廃用牛）について、食肉の規制値に準拠するため、地域で集中的に管理し、飼育直しへの支援を行う。 ○廃用牛の集中管理： 農協等が実施する廃用牛（搾乳牛や繁殖牛の供用を終えた雌牛）の集中的な管理を支援するもの。 ○集中管理施設への支援： 集中管理施設での飼育管理支援や生体検査を支援するもの。	その他	畜産課			
14	草地土壌放射性物質低減対策事業 《牧草の放射性物質低減化対策に対する支援》 暫定許容値を超えない安全な牧草を生産するため草地の反転耕等経費の貸付を行う。 ○対象：除染をすすめる酪農協など ○補助率：平成24年度 定額 平成25年度 定額	その他	畜産課			
15	林産物放射性物質対策事業【再掲】 《特用林産物生産再開支援》 特用林産物生産の経営再開ため、資材購入や施設整備（露地栽培から施設栽培への転換）に対する支援を行う。 ・施設体制整備事業 ○対象経費：原木購入・洗浄、施設整備 ○対象団体：森林組合、森林組合連合会、農協、農事組合法人、林業者等が組織する団体など ○補助率：国1/2	県	林業振興課			
16	林産物放射性物質対策事業【再掲】 《汚染ほだ木等撤去集積事業》 汚染ほだ木等モニタリング調査等の結果により、特定された汚染ほだ木等の撤去集積に係る経費の貸付を行う。 ○貸付対象者：県森林組合連合会、森林組合 ○対象経費：汚染ほだ木撤去集積に要する経費 ○資金使途：運転資金 ○期間・利率：1年・無利子	県	林業振興課			
17	水産都市活力強化対策事業 《県産水産物の販売強化》 震災によりシェアを失った本県産水産加工品等水産物の販売を強力に推進するため、流通・販売に直結する戦略的な取組を支援する。 ○水産物販売強化 ・生産者による販売（直売、出張販売）への支援 ・地元で買える「産直マップ」の作成 ・中央卸売市場（大阪、名古屋、仙台）での展示会の開催等	県	水産業振興課			

2 技術支援




個別取組方針



- ◆ 市町村や生産者団体等が地域の農林水産物の安全性を確認するために行う検査体制等の整備を支援します。
- ◆ 生産物や土壌，飼料，敷料等生産用資機材の放射性物質の検査を実施するとともに，放射性物質濃度を低減するための栽培や飼育等に関する助言や指導等の技術支援を行います。
- ◆ 県内の工業製品の残留放射能を測定する技術支援を実施します。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当課・室	実施年度		
				H23年度	H24年度	H25年度
1	<p>県産農林水産物放射性物質対策事業（うち県産農林水産物放射性物質検査事業）【再掲】</p> <p>《農林水産物，輸出向け食品の検査》</p> <p>県産農林水産物の安全性を確認するため，平成23年度に整備した検査機器を活用し，放射性物質検査を行う。</p> <p>○検査対象：県産農林水産物 ○検査頻度：週20点程度 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県産業技術総合センター ○検査機関：県農林水産部</p> <p>※機器整備は平成23年度「県産農林水産物等輸出促進事業」により実施</p>	県	食産業振興課	▶		
2	<p>農林水産物放射性物質対策事業（うち放射性物質影響検証事業）【再掲】</p> <p>《市町村が行う農畜産物・土壌等の検査への支援》</p> <p>農畜産物及び農用地の土壌等に対する放射性物質の影響調査を行うため，市町村が実施する放射性物質測定検査に係る経費に対し，国の交付金を活用し支援を行う。</p> <p>○実施主体：市町村 ○対象事業：影響調査の実施，検査機器の整備 ○交付率：1／2以内</p> <p>※平成23年度は「放射性物質影響検証事業」により実施</p>	市町村	食産業振興課	▶		

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
3	<p>農産物放射能対策事業【再掲】 《農産物、水田土壌等の検査》</p> <p>農産物等の安全確認を行うため、主要県産農産物等を対象に放射性物質の濃度を把握し、今後の営農対策等の検討に資するデータ等を整備する。</p> <p>○検査対象：農産物（米、麦、大豆、野菜類等）、水田土壌、畑地土壌等</p> <p>○検査頻度：野菜類等は毎週、米、麦、大豆等は収穫期に検査、水田土壌等は年1回程度</p> <p>○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器（米、麦、大豆、野菜類等）、NaIシンチレーションスペクトロメータ（野菜類等、水田土壌等）</p> <p>○機器配置場所：県産業技術総合センター、県合同庁舎・亘理、美里、本吉農業改良普及センター（野菜類等）、県農業・園芸総合研究所（水田土壌等）、県古川農業試験場（水田土壌等）</p> <p>○検査機関：県農林水産部（野菜類等）、県農業・園芸総合研究所（水田土壌等）、県古川農業試験場（水田土壌等）、民間分析機関等（米、麦、大豆等）</p> <p>※亘理、美里、本吉農業改良普及センターの機器整備は、「平成24年度 東日本大震災復興特別会計消費・安全対策交付金」により実施</p>	県	農産園芸環境課 農業振興課			
4	<p>農産物の放射性物質吸収抑制対策【再掲】 《農地土壌からの農産物の放射性物質吸収抑制対策の支援》</p> <p>農産物の放射性物質吸収抑制のための経費を助成する。</p> <p>○東日本大震災農業生産対策交付金の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：市町村等 ・事業内容：加里肥料等の施用、反転耕、深耕等放射能の移行を低減するための対策。 ・交付率：定額 <p>○農産物放射性物質吸収抑制対策事業【H25年度拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：市町村、農業団体等 ・事業内容：放射性物質吸収抑制資材の施用、耕種的吸収抑制の実施に対する補助 ・補助率：1/4 ・対象地域：東日本大震災農業生産対策交付金の対象としない地域 	市町村等	農産園芸環境課			
5	<p>農産物の安全性確保強化事業 《農地等除染の実証等》</p> <p>農業者等の安全確保と、安全・安心な農産物を生産するため、農地等の放射線量調査及び農地等除染の実証等を行う。</p> <p>○農地等除染の実証ほ設置：大河原地域8か所</p> <p>○実証内容：水稲等の作付ほ場における深耕等による除染の実証</p>	県	農産園芸環境課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
6	放射性物質影響調査事業【再掲】 《粗飼料，草地土壌等の検査》 畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導するため，粗飼料や草地土壌等の放射性物質濃度の検査を行う。 ○検査対象：粗飼料，草地土壌等 ○検査頻度：随時 ○検査機器：ゲルマニウム半導体検出器，NaIシンチレーションスペクトロメータ ○機器配置場所：県産業技術総合センター，県合同庁舎，県畜産試験場 ○検査機関：県農林水産部	県	畜産課			
7	草地土壌放射性物質低減対策事業【再掲】 《牧草の放射性物質低減化対策に対する支援》 暫定許容値を超えない安全な牧草を生産するため草地の反転耕等経費の貸付を行う。 ○対象：除染をすすめる酪農協など ○補助率：平成24年度 定額 平成25年度 定額	その他	畜産課			
8	林産物放射性物質対策事業【再掲】 《特用林産物生産再開支援》 特用林産物生産の経営再開ため，資材購入や施設整備（露地栽培から施設栽培への転換）に対する支援を行う。 ・施設体制整備事業 ○対象経費：原木購入・洗浄，施設整備 ○対象団体：森林組合，森林組合連合会，農協，農事組合法人，林業者等が組織する団体など ○補助率：国1/2	県	林業振興課			
9	林産物放射性物質対策事業【再掲】 《汚染ほだ木等撤去集積事業》 汚染ほだ木等モニタリング調査等の結果により，特定された汚染ほだ木等の撤去集積に係る経費の貸付を行う。 ○貸付対象者：県森林組合連合会，森林組合 ○対象経費：汚染ほだ木撤去集積に要する経費 ○資金用途：運転資金 ○期間・利率：1年・無利子	県	林業振興課			
10	森林除染実証事業 《森林における測定と除染技術の実証》 森林やほだ場における除染が適切に行われるよう，空間放射線線量率の測定を行うとともに，竹林等の除染技術の実証を行う。 ○測定対象：森林，ほだ場等 ○測定頻度：適宜実施 ○測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ ○測定箇所：1)宮城県内5kmメッシュで区切ったエリアの任意の森林 2)原木しいたけのほだ場 ○除染実証：森林，ほだ場，竹林	県	林業振興課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
11	<p>被災農地における早期復興技術の開発事業 《県農業関係試験研究機関による研究開発》</p> <p>農作物への放射性物質の移行吸収を抑制する技術対策のため、放射性物質が検出された農地の実態調査と栽培方法の研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土壤中の放射性物質濃度調査 土壌タイプ、深さ別濃度、施肥状況の関連調査 ○放射性物質の吸収抑制技術の検討 稲わら、たい肥等の有機物施用による影響調査 ○吸収抑制技術の現地試験 施肥法、各種資材施用法、耕うん法、栽培法、土壌タイプ別の吸収抑制効果の検証 	県	農業振興課			
12	<p>農産物の放射性物質対策に関する技術情報 《技術情報の提供》</p> <p>消費者の求める安全で信頼される農産物を生産するため、農産物の放射性物質対策に関する技術情報を随時提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 23 年度実績 ・農産物の放射性物質濃度の低減対策（平成 24 年 1 月 24 日 現在） ○平成 24 年度実績 ・農作物における放射性物質の低減に関する技術対策指針の作成 	県	農業振興課 農産園芸環境課 畜産課			
13	<p>食品加工品等放射能関連風評被害対策事業【再掲】 《県内で生産される食品加工品等の残留放射能濃度の測定》</p> <p>震災に係る原発事故の影響に対する不安を原因として、県内企業が自社製品に対する残留放射能測定を求められる事例が発生しているため、県内で生産される加工品、食品加工品等について残留放射能濃度を測定し、結果を報告書として提供する技術支援を行う。また、農林水産部において、県内農産物等の放射性物質の測定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○測定対象：宮城県内の企業が生産する食品加工品等 宮城県産の農産物、畜産物、林産物 ○測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 ○機器配置場所：県産業技術総合センター ○測定機関：県産業技術総合センター等 	県	新産業振興課			
14	<p>水産加工業協同組合等における測定機器整備促進と検査員のスキルアップ 《水産加工業者等が行う自主検査への支援》</p> <p>水産加工品における放射能測定を実施する被災した水産加工業協同組合等に簡易測定器を導入する。また、それらの検査員を対象とした研修会開催等を通じ、検査員としてのスキルアップと意識の醸成を図る。</p>	県 その他	水産業振興課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
15	放射能 県民安心事業【再掲】 《測定方法に関する講習会の開催》 簡易型放射能測定機器に関して、市町村職員を 対象とした測定方法に関する講習会を開催する。 ○対象：測定を実施する市町村職員 ○開催回数：年1回 ○開催時期：6月から7月	県 市町村	原子力 安全対 策課			
16	工業製品放射線関連風評被害対策事業費【再掲】 《工業製品の表面放射線線量率測定》 震災に係る原発事故の影響に対する不安を原因 として、県内企業が自社製品に対する残留放射能 測定を求められる事例が発生しているため、県内 で生産される工業製品について残留放射能を測定 し、結果を報告書として提供する技術支援を行う。 ○測定対象：宮城県内の企業が生産する工業製品 ○測定頻度：毎日（企業の測定依頼の都度、実施） ○測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ GMサーベイメータ ○機器配置場所：県産業技術総合センター ○測定機関：県産業技術総合センター	県	新産業 振興課			

3 情報発信等

個別取組方針

イベント等

- ◆ 県内産農産物等を国内外の消費者等に安心して購入してもらえるよう、新聞広告やテレビCM等の多様な広報媒体を用いて、検査結果や検査体制、生産者情報等の迅速でわかりやすい情報発信を強化するとともに、生産団体等が行う情報発信や広報活動への支援、イベント等を実施し、理解の促進を図ります。
- ◆ 県内の観光の安全性や魅力を県内外に発信するためのキャンペーンやイベント等を実施します。




情報発信

- ◆ 各種メディアや広報紙等を利用して、県産品の検査結果や検査体制をお知らせするとともに、観光の安全性をPRします。
- ◆ 原発事故による海外からの風評を払拭するとともに、県産品や観光の安全性やその魅力をアピールするために、放射性物質の検査結果等も含めた正確な情報の発信を強化します。



その他

- ◆ 県産農林水産物や観光等の安全性を国内外に広報するために安全宣言等を行い風評の払拭に努めます。
- ◆ 諸外国における日本及び東北への渡航制限の解除や、農林水産物及び食品等の輸出品目に対する規制緩和に向けた国への働きかけを強化します。




番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>県産農林水産物等イメージアップ推進事業【再掲】 《県産農林水産物等のPR》</p> <p>震災で県産農林水産物等が大規模な被害を受けたことから、復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図るため、被災前の状況に回復するまでの間、メディアの活用、海外バイヤー対応などの事業を実施する。</p> <p>○補助事業対象団体： 各JA（JA宮城）、各漁協（3漁協）、各加工組合・食品製造事業者団体（38団体）、（社）県物産振興協会、各種銘柄推進協議会等</p> <p>○補助対象事業： （1）商談会等のイベントを活用した県産農林水産物等PR （2）メディアを活用したスポット的テレビCMや単発的な記事広告等によるPR （3）海外バイヤーとの取引再開等に向けた取組 （4）県産農林水産物等の評価向上に資すると認められる取組</p> <p>○補助率：補助対象経費の1/2以内かつ1,000千円を上限。</p>	県	食産業振興課	▶		



番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
2	宮城県産品風評対策強化事業【再掲】 《県産農林水産物等のPR》 県産農林水産物等の安全性と「食材王国みやぎ」が誇る様々な食品を紹介するための情報発信を行い、信頼回復と消費拡大を図る。 ○主要交通施設での広報PR ○新聞紙面への特集記事掲載等による広報PR ○WEBサイト等との連携による広報PR	県	食産業 振興課			
3	水産都市活力強化対策事業【再掲】 《県産水産物の販売強化》 震災によりシェアを失った本県産水産加工品等水産物の販売を強力に推進するため、流通・販売に直結する戦略的な取組を支援する。 ○水産物販売強化 ・生産者による販売（直売，出張販売）への支援 ・地元で買える「産直マップ」の作成 ・中央卸売市場（大阪，名古屋，仙台）での展示会の開催等	県	水産業 振興課			
4	観光復興緊急対策事業 《観光キャラバン等の実施》 県内外からの誘客を早急に進めるため、正確な観光情報の提供や一般消費者や旅行会社等に直接的に訴えるキャラバン等を、継続的・持続的に実施する。 ○震災復興観光情報提供事業 ・内容：観光情報誌等で観光地や観光施設の情報を全国に発信 ・目的：誘客 ・対象：県内及び県外の一般消費者 ・実施時期：随時，新聞や旅行雑誌等への本県記事の掲載 ○観光復興広報材作成事業 ・内容：震災後の観光地や観光施設の情報に基づいたパンフレット等を作成し，全国に配布 ・目的：風評払拭 ・対象：県内及び県外の一般消費者 ・実施時期：随時作成し，各種イベント等で配布 ○首都圏キャラバン実施事業 ・内容：JR 主要駅やマスコミへのキャラバン隊の訪問 ・目的：誘客，風評払拭 ・対象：県外の一般消費者及びマスコミ，旅行会社 ・実施時期：実績 平成 23 年 11 月 15 日 平成 25 年 3 月 7～8 日 （平成 24 年度は「みやぎ観光活性化プロモーション事業」で実施。） 今後（平成 25 年度 1 回） ○国内コンベンション等誘致促進事業 ・内容：県内で開催されるコンベンション等を誘致 ・目的：コンベンション誘致による誘客 ・対象：首都圏旅行会社等 ・実施時期：平成 24 年度～随時 ○教育旅行誘致拡大事業 ・内容：関東，関西，九州地域からの教育旅行誘致のため，震災研修を含めた教育旅行の誘致を行う。	県 市町村 その他	観光課			



番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
5	<p>観光復興イベント開催事業 《復興イベントへの助成》</p> <p>震災の影響により県内への観光を手控えている県外の観光客に対して、正確な観光情報を提供するため、被災地及び首都圏等で開催する復興イベント等の実施に関し必要な経費を補助する。</p> <p>○内容：首都圏等で開催する観光復興イベント等の経費補助(補助率1/2)</p> <p>○目的：正確な情報発信による誘客</p> <p>○対象：イベント開催団体</p> <p>○平成23年度の実績：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京での石巻復興イベントの開催 ・東京都庁、TSビル等における観光復興イベントの開催 <p>○今後の予定：平成24年度2件</p>	県 その他	観光課			
6	<p>みやぎ観光復興イメージアップ事業 《首都圏への本県PR》</p> <p>震災の発生に伴い、県内への観光にも大きな影響が生じていることから、本県のイメージアップや県内への旅行意欲の喚起を図るため、プロスポーツやJR等と連携した首都圏PRを行う。</p> <p>○プロスポーツと連携した観光客誘客事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：県内に本拠地があるプロスポーツチームと連携し、来場者に対する観光PR・復興のPRを行う。 ・目的：誘客 ・対象：県外からの来場者 ・実施時期（実績）： <ul style="list-style-type: none"> ベガルタ仙台3回(平成23年11月19日) (平成23年11月26日) (平成25年3月4日) 仙台89ERS3回(平成23年11月17日～18日) (平成24年1月21日～22日) (平成24年2月4日～5日) ・今後予定：楽天イーグルス 夏 ベガルタ仙台 秋 仙台89ERS 冬 <p>○JRと連携した首都圏PR事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：首都圏の主要駅や場所等を活用し、本県の観光PRを実施。 ・目的：誘客 ・対象：県外者 ・実施時期：平成24年度1回，平成25年度1回 	県 市町村 その他	観光課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
7	<p>みやぎ観光復興誘客推進事業 《旅行会社への経費助成及び復興ツーリズムの推進》</p> <p>本県への観光客の誘致の促進を図るため、旅行会社等に対し、復興段階に合わせた旅行商品の造成及び催行や、事業の実施に要する経費を補助するとともに、復興ツーリズムの確立に向けた関係者の招請事業を行う。</p> <p>○首都圏からの旅行商品造成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：復興に関する旅行商品の造成・催行に要する経費への補助 ・目的：首都圏からの観光客の誘致 ・対象：旅行会社 ・実施時期：旅行商品造成時(秋冬, 春夏) <p>○復興ツーリズム推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：旅行エージェントの招請やモニターツアー等の実施。 ・目的：被災地と内陸部との連携を密にし、被災地訪問と本県観光とを組み合わせた「復興ツーリズム」の確立。 	県	観光課			
8	<p>国等との連携による東北観光博の実施</p> <p>東北地域全体を一種の博覧会と見立てて、大きく落ち込んでいる東北地域への旅行需要の喚起と地域が主体となった新たな観光スタイルの実現のために、国、市町村等と連携して実施する東北観光博の取組により宮城県への誘客を図る。</p> <p>○内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定したゾーンにおける「地域観光案内人」の配置 ・「東北観光パスポート」等の導入と「東北観光博公式ガイドブック」作成 ・東北地域の観光情報の一元的提供を行う「東北観光博ポータルサイト」の作成 等 <p>○ゾーン：「松島」、「大崎・鳴子」、「仙台・秋保・作並」、「白石・宮城蔵王」</p> <p>○実施期間：平成24年3月18日～平成25年3月末日</p>	国 県 その他	観光課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
9	<p>みやぎ観光活性化プロモーション事業 《観光復興キャラバン隊の派遣》</p> <p>民間を主体とするキャラバン隊を派遣し，JR 駅や集客施設等において，被災3県(宮城・岩手・福島)の観光の安全・安心と復興をPRする合同キャンペーンを実施するもの。</p> <p>○首都圏キャラバンの実施 ・実績：平成25年3月7日～8日</p> <p>○東北キャラバン実施 《県内観光客の流動促進》</p> <p>県内観光客を活性化させるため，域内流動を高めることが必要であることから，旅行商品の造成やキャンペーンを実施するもの。</p> <p>○域内旅行商品造成事業及び誘客記事掲載 ○連泊キャンペーンの実施</p> <p>※平成25年度は「観光復興緊急対策事業」で首都圏キャラバンを実施する。</p>	県	観光課			
10	<p>みやぎ観光誘客加速化事業 《沿岸部における観光開発支援》</p> <p>教育旅行や企業研修等で本県を訪れる者を増やすため，被災地における震災研修に県内観光を加えた「復興ツーリズム」を行うこととし，旅行会社を招請するもの。</p> <p>○実施回数 1回</p> <p>《地域における宝探し事業の実施》</p> <p>地域の観光素材の再発見や磨き上げを通じ，宝探し方式による圏域内の流動促進をモデルケースとして1地域で行うもの。</p> <p>○ワークショップの開催 ○平成24年度実施地域 仙南地域</p> <p>※平成25年度は「みやぎ観光復興誘客推進事業」で復興ツーリズムを推進する。</p>	県	観光課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
11	風評被害等観光客実態調査事業 《アンケートや風評被害サンプル調査の実施》 震災から2年を経過することから、観光客の動態及び県内観光事業の被害実態を把握し、風評被害の実態を検証することにより、今後の政策を検討する資料とする。 ○アンケート調査 ・回数：4回実施 ○Web アンケート及び観光情報の発信 ・関東圏、関西圏等の人々に対し Web アンケートを実施 ・アンケート対象者に対し、観光情報の発信 ○観光事業者風評被害実態調査 ・県内観光事業者に対し、サンプル調査を行う。	県	観光課			
12	外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業 《誘致促進》 震災の発生以降、大幅に減少している外国人観光客の積極的な誘致を図るため、観光地の復興等について正確な情報を提供するとともに、安心して来県できる体制づくりを行う。 ○誘致促進事業 ・エージェント・メディア招請 上海旅行エージェント・メディア招請 大連旅行エージェント・メディア招請 ・海外で開催される観光展への出展 広東国際旅遊展覽会出展（香港） 中国国際旅遊交易会出展（上海） ○パンフレット等作成事業 ・ホームページの多言化 ・中国語(繁体字, 簡体字)パンフレット作成 ○誘致加速化事業 ・医療観光, 教育旅行, グリーンツーリズム等	県	観光課			
13	放射線・放射能広報事業【再掲】 《正確な情報の発信》 農林水産物の風評被害をはじめ、基幹産業や教育など県民生活に及ぶ影響を払拭するため、放射線等に関する正しい知識の普及・啓発に努める。 ○放射線・放射能に関するポータルサイトの運営 ・名称：放射能情報サイトみやぎ ・内容：放射線・放射能に関する情報を一元化して発信する。 ・実施時期：平成23年9月28日から ○放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催 ・内容：放射線・放射能の生活環境へ与える影響などに関する分かりやすい説明と宮城県放射線技師会による放射線・放射能に関する相談会 ・実施時期及び場所 平成24年度：7回（H25.1.10～2.14） 平成25年度：3回（県内3圏域（仙南圏, 仙台圏, 県北圏）で実施） ○放射線・放射能に関するパンフレットの作成 ・内容：原子力や放射線・放射能に関する広報誌やパンフレットを作成	県	原子力 安全対 策課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
14	<p>農林水産物の安全宣言等</p> <p>「宮城米」「仙台牛」をはじめとする農林水産物について、県内及び首都圏等大消費地において知事自ら「安全宣言」を行ったほか、広報効果の高い雑誌への記事広告の掲載、POP等により安全性のPRや風評の払拭に努める。</p>	県	食産業 振興課			
15	<p>安全・安心な観光地の周知等</p> <p>震災の影響により県内への観光を手控えている県外の観光客に対して、正確な観光情報を広報する。</p> <p>○観光復興緊急対策事業【再掲】</p> <p>県内外からの誘客を早急に進めるため、正確な観光情報の提供や一般消費者や旅行会社等に直接的に訴えるキャラバン等を、継続的・持続的に実施する。</p> <p>(1)震災復興観光情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：観光情報誌等で観光地や観光施設の情報を全国に発信 ・目的：誘客 ・対象：県内及び県外の一般消費者 ・実施時期：随時、新聞や旅行雑誌等への本県記事の掲載 <p>(2)観光復興広報材作成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：震災後の観光地や観光施設の情報に基づいたパンフレット等を作成し、全国に配布 ・目的：風評払拭 ・対象：県内及び県外の一般消費者 ・実施時期：随時作成し、各種イベント等で配布 <p>(3)首都圏キャラバン実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：JR 主要駅やマスコミへのキャラバン隊の訪問 ・目的：誘客、風評払拭 ・対象：県外の一般消費者及びマスコミ、旅行会社 ・実施時期：実績 平成 23 年 11 月 15 日 平成 25 年 3 月 7～8 日 今後（平成 25 年度 1 回） <p>(4)国内コンベンション等誘致促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：県内で開催されるコンベンション等を誘致 ・目的：コンベンション誘致による誘客 ・対象：首都圏旅行会社等 ・実施時期：平成 24 年度～随時 <p>(5)教育旅行誘致拡大事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：関東、関西、九州地域からの教育旅行誘致のため、震災研修を含めた教育旅行の誘致を行う。 	県	観光課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
16	<p><u>渡航制限の解除に向けた働きかけ</u></p> <p>外国人観光客を呼び戻すため、海外への正確な情報発信の強化等により風評被害の早期払拭に努める。また、諸外国に対し、日本及び東北への渡航制限緩和に向けた働きかけの強化を国に求めた。</p> <p>○内容：正確な観光情報の発信（通常事業において併せて行う）を行うとともに国への要望活動を実施する。</p> <p>○目的：外国人誘客</p> <p>○実施時期：随時（要望活動，情報発信）</p> <p>○平成23年度実績：要望活動2回</p>	県	観光課 国際経済・交流課			
17	<p><u>農林水産物等輸出品目に対する規制緩和の働きかけ</u></p> <p>諸外国における農林水産物の輸出規制について、諸外国に対し働きかけを行うよう国に対し要望するとともに、海外の見本市等において安全性のPRを行う。</p>	県	食産業振興課			

第4 放射線線量低減化対策

1 推進体制の整備

個別取組方針

- ◆ 県の放射能対策などのあり方について、高度な専門性と技術的知見に基づく意見を県の施策等に反映させるため、「放射能対策専門委員」を設置します。
- ◆ 市町村に対し、県としての除染に関する技術的なアドバイスを行うため、除染アドバイザーを設置します。



番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>放射線・放射能広報事業【再掲】 《放射能対策専門委員の設置》</p> <p>県の放射能対策にかかる技術的・専門的見地からの助言を受けるため、環境審議会に「放射能対策専門委員」を設置し、その意見を県の放射線・放射能の測定及び放線量低減対策にかかる施策・事業に反映させる。</p> <p>○環境審議会への諮問：平成23年12月20日 ○委員の委嘱：平成23年12月26日 ○委員：6人（座長：須藤環境審議会会長） ○開催実績：平成23年度2回開催，平成24年度1回開催 ○内容：原発事故を踏まえた宮城県内の放射線・放射能に関する測定及び線量低減対策のあり方について ○スケジュール：当分の間設置することとし，会議は，課題のある都度開催。</p>	県	原子力安全対策課	▶		
2	<p>除染対策支援事業【再掲】 《除染アドバイザーの設置》</p> <p>汚染状況重点調査地域の指定市町及びそれ以外の市町村に対し、除染に関する技術的・専門的なアドバイスを行うため、除染アドバイザーを設置し、県として活用するとともに、市町村の求めに応じて派遣する。</p> <p>○人数：1名（東北大学大学院石井教授） ○設置期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日 ○活動内容：研修会での講演，検討会での助言，除染技術に対する指導など ○平成24年度実績：あぶくま公園の除染への助言など</p>	県	原子力安全対策課	▶		

2 市町村が行う除染への支援

個別取組方針

- ◆ 汚染状況重点調査地域に指定された市町の円滑な除染の推進を支援するため、県の関係職員で構成する除染支援チームを派遣します。
- ◆ 汚染状況重点調査地域の市町が除染対策を推進するにあたり、県と市町が相互に情報を共有しながら共通する課題を検討し、今後の円滑な除染の実施につなげるため、除染対策連絡調整会議を設置します。
- ◆ 汚染状況重点調査地域における除染対策やそれ以外のマイクロホットスポット対策を円滑に推進するため、市町村の職員に対し研修会を開催します。
- ◆ マイクロホットスポットに対する線量低減のためのパンフレット（平成23年度の作成）の活用や職員の派遣など、引き続き汚染状況重点調査地域以外の市町村に対する支援を行います。
- ◆ 汚染状況重点調査地域以外の市町村において、マイクロホットスポット対策を講ずるため、精密な測定ができる機器を貸与します。




番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	除染対策支援事業【再掲】 《除染支援チームの派遣》 汚染状況重点調査地域に指定された市町の円滑な除染推進を支援するため、県の関係職員で除染支援チームを編成し、市町に派遣する。 ○派遣市町：指定9市町（石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町及び山元町） ○人数：23名 ○活動内容：除染実施計画策定助言、住民説明会参加、国との連絡調整など ○実績：平成24年度 80回174人派遣（平成24年2月20日現在） ○スケジュール：各市町の要請に基づき派遣	県	原子力安全対策課	▶		
2	除染対策支援事業【再掲】 《除染対策連絡調整会議の設置》 県と汚染状況重点調査地域に指定された市町とが相互に情報を共有しながら共通する課題を検討し、円滑な除染の実施につなげるため、除染対策連絡調整会議を設置する。 ○設置：平成23年12月26日 ○構成員：副知事、各指定市町の長ほか（副知事座長） ○開催実績：平成24年度担当者会議を3回開催 ○今後のスケジュール：必要の都度開催。	県	原子力安全対策課	▶		

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
3	<p>除染対策支援事業【再掲】</p> <p>《市町村職員向け講習会の開催》</p> <p>汚染状況重点調査地域の指定市町及びそれ以外の市町村の職員に対し、放射線・放射能に関する基本的事項や除染の技術的事項などについての研修会を開催する。</p> <p>○開催実績：平成24年度2回開催</p> <p>○内容：仮置場の安全確保、除染作業の業務監理、除染廃棄物の処理など</p> <p>○開催場所：伊達市及び県庁</p> <p>○開催時期：8月7日及び8月23日</p> <p>《職員、除染アドバイザーの派遣》</p> <p>市町村の円滑な線量低減対策の実施と県民の不安払拭のため、平成23年度に作成した「身のまわりの放射線量を減らす工夫」のパンフレットを活用するとともに、職員や除染アドバイザーを派遣し、職員研修会での講師や技術的助言を行う。</p> <p>○開催実績：市町村の求めに応じて派遣する。</p>	県	原子力 安全対 策課			
4	<p>測定機器の貸出等</p> <p>《測定機器の貸出等》</p> <p>汚染状況重点調査地域外のマイクロホットスポット対策として、平成24年度に調達したNaIシンチレーション検出器を、市町村に対し貸与し、住民からの通報に基づく調査や、計画的調査への活用を促す。</p>	県 市町村	原子力 安全対 策課			

3 県有施設等の除染

個別取組方針

- ◆ 放射線量の影響を低減させ不安を払拭するため、県管理施設等の除染を行います。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>県有施設等の除染事業 《県有施設等の除染等》</p> <p>放射線量の影響を低減させ不安を払拭するため、指定市町が策定する除染実施計画に基づき県有施設等の除染を行うとともに、マイクロホットスポット対策を行う。また、除染により発生した汚染土壌や廃棄物について適切に処理（再資源化・焼却処分・保管等）を行う。</p> <p>○除染対象：県有施設等（森林公園，道路，河川，学校，県営住宅，交番・駐在所 等）</p> <p>○除染方法：除草，支障木伐採，落葉・草木除去，洗浄，天地返し，表土除去 等</p> <p>○除染の時期：指定市町の除染実施計画による。</p> <p>○処理の対象：県有施設の除染作業で発生した土壌や廃棄物</p>	県	自然保護課 道路課 河川課 住宅課 教育庁 担当課 警察本 部装備 施設課 ほか			
2	<p>畜産試験場家畜管理 《畜産試験場における家畜や牧草地等の管理》</p> <p>畜産試験場における代替粗飼料の給与や牧草地の除染等を行う。</p> <p>○牛等管理費： 牧草の利用自粛に伴う代替粗飼料の購入，給与を行うもの</p> <p>○ほ場管理費： 試験場内の牧草地除染を行うもの</p>	県	畜産課			
3	<p>草地土壌放射性物質低減対策事業（牧場除染）【再掲】 《牧場の放射性物質低減化対策に対する支援》</p> <p>暫定許容値を超えない安全な牧草を生産するため県営牧場の反転耕等を行う。</p> <p>○対象：宮城県岩出山牧場の牧草地の除染を行うもの</p>	県	畜産課			


第5 汚染物・廃棄物の処理

個別取組方針

- ◆ 放射性物質が含まれた廃棄物等について、適切な対応がなされるよう、関係機関との調整等を行います。
- ◆ 自圏域で排出された一般廃棄物であって放射性物質により汚染されたおそれのあるものについては、安全性に配慮した上で、市町村における一般廃棄物の処理の実施に関し、国の方針や有識者の見解を踏まえ、市町村等との調整・市町村等への支援を行います。
- ◆ 汚染稲わらについては、最終処分方法が決まるまでの間、市町村や関係団体の協力を得て引き続き利用停止と隔離一時保管を指導するとともに、指定廃棄物への指定による国主体の処理を求めていきます。また、堆肥について、最終処分方法が決まるまでの間、農家等で適切に一時保管するよう助言・指導をしていきます。
- ◆ 浄水発生土については、8,000Bq/kg以下のものについては、管理型処分場への埋立が進むよう市町村等に助言・支援を行うとともに、8,000Bq/kgを超えるものは国が主体的に速やかに責任を持って処理するよう求めていきます。併せて、廃棄物処理事業者が適切に受け入れることができるよう、調整していきます。下水汚泥は、8,000Bq/kg以下のものは適切な処分を行うよう、調整を継続します。
- ◆ 東日本大震災により発生した災害廃棄物については、今後、放射性物質の濃度に応じ、国の指示内容も踏まえて、適切に処理を進めていきます。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>放射性物質汚染廃棄物処理事業 《廃棄物の適切な処理の推進》</p> <p>放射性物質で汚染された廃棄物について、国から示される指定廃棄物の処理方針等を踏まえ、国、市町村等と協議しながら、一体となって適切な処理の推進を図る。</p> <p>○国、市町村等と協議する場の設定</p> <p>○国との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の責務として処理される指定廃棄物に係る基礎調査等への協力 ・地元説明会開催に関する協力 <p>○円滑な処理に係る市町村等との調整・市町村等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質汚染廃棄物処理促進チームによる庁内関係課が一体となった支援 ・セミナーや研修会などの機会を通じた住民理解の促進 ・実施主体となる市町村等の要望の聴取 ・先行県の視察を通じた理解の向上 ・市町村等が策定する処理計画への技術的助言 ・住民説明会等への積極的な関与 ・産業廃棄物処理業者の理解の促進 ・地域住民に対する処理状況の情報発信への支援 <p>○庁内他部局との調整</p>	国 県 市町村 その他	廃棄物 対策課	▶		

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
2	<p>給与自肅牧草等処理円滑化事業 《牧草等の処理経費助成，一時保管施設設置》</p> <p>放射性物質に汚染され利用できなくなった牧草，稲わら及び堆肥等の処理を進めるため，処理経費を助成するほか，一時保管施設の設置等を行う。</p> <p>○処理の対象：稲わら，牧草，堆肥，ルートマット ○補助対象者：上記の対象を保有，管理等する農家 ○補助対象経費：稲わら，牧草，堆肥等の一時保管や処理に要する経費</p>	県 市町村 その他	畜産課			
3	<p>浄水発生土保管・管理・搬出業務 《浄水発生土の保管・管理・搬出》</p> <p>放射性物質を含む浄水発生土の保管・管理・搬出業務を適切に行うため，委託を行う。</p> <p>○委託対象事業： 大崎及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業 仙塩及び仙台圏並びに仙台北部工業用水道事業 ○委託内容： 浄水発生土の保管・管理・搬出業務，保管建屋建設費用，放射能管理業務</p>	県	水道経営管理室			
4	<p>公共下水汚泥適正処理指導事業 《下水汚泥処理の指導・助言》</p> <p>市町村が管理する公共下水道について，下水汚泥の放射能測定結果に応じ，適切な処理を推進するよう指導・助言を行う。</p>	県	下水道課			
5	<p>災害等廃棄物処理事業 《廃棄物の適切な処理の推進》</p> <p>災害廃棄物の処理に当たって，放射性物質による影響を把握するとともに，円滑な広域処理を促進するため，被災市町の委託により県が二次仮置き場等で処理する災害廃棄物を対象として，放射能濃度(放射性セシウム濃度)等の測定を実施し，県外自治体に受入の働きかけを行う。</p> <p>○調査対象 ・気仙沼ブロック(気仙沼市，南三陸町) ・石巻ブロック(石巻市，東松島市，女川町) ・宮城東部ブロック(塩竈市，多賀城市，七ヶ浜町) ・亶理名取ブロック(名取市，岩沼市，亶理町，山元町) ○調査概要 ・環境省「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」に基づき，災害廃棄物周辺の空間放射線量率，放射性セシウム濃度の測定を行う。</p>	国 県 市町村	震災廃棄物対策課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
6	<p><u>薪・木炭の適切な保管・管理に関する助言</u> 《薪・木炭の保管・管理への助言》</p> <p>国が実施する一般家庭で使用されている薪とその燃焼後の灰の検査結果を公表する。また、放射性物質に汚染された恐れのある薪について、使用を差し控えるよう注意喚起する。</p> <p>○検査対象： 薪とその灰</p> <p>○採取月日：検査① 平成24年1月26日～27日 検査② 平成24年2月6日～11日</p> <p>○調査地点：</p> <p>検査① 仙南2市7町（白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町）</p> <p>検査② 4市6町（岩沼市，栗原市，東松島市，大崎市，山元町，松島町，七ヶ浜町，大和町，色麻町，加美町）</p> <p>○検査機関：国</p> <p>○公表等： 県 検査① 平成24年2月10日 検査② 平成24年2月24日</p> <p>○注意喚起： 県 ①平成24年2月10日 ②平成24年2月14日</p>	国 県 市町村	林業振 興課			

第6 損害への対応

個別取組方針

- ◆ 中間指針で示されていない損害について検証・整理を行い、実際の被害との乖離を検討した上で、救済漏れのないよう対応します。
- ◆ 県民会議を通じて、各関係団体や市町村に対し放射能汚染や風評による被害状況に関する調査やヒアリング等を実施するとともに、県内の放射能汚染や風評による被害に関する認識を共有し、県内の関係機関・団体や庁内の関係部局が横断的に連携しながら対応していきます。
- ◆ 生産者や事業者への損害賠償が進むよう、関係団体の賠償請求に係る協議会や東京電力との協議の場に参加し、必要な助言や資料の提供などの支援を行います。
- ◆ 県民個人や団体等に属さない事業者における被害についての研修会・相談会を開催するなど、被害者のニーズや課題の把握にきめ細かに対応します。
- ◆ 原発事故による被害者を全員救済するとともに、完全な賠償が履行されるよう、県民会議を活用して、しっかりとしたサポート体制を構築していきます。
- ◆ 県及び市町村等の被害対策経費については、国に対し全額の財政措置を講じるよう求めるとともに、国による財政措置がなされなかった場合には損害賠償の対象とすることを指針に明記するよう求めていきます。
- ◆ 中間指針第3次追補に追加された損害を含め、すべての損害について、東京電力に対して迅速かつ十分な賠償を行うよう強く求めていきます。


番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	主担当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>みやぎ県民会議運営事業 《みやぎ県民会議の開催・運営》</p> <p>原発事故によって被った損害に対応するため、平成23年9月12日に設立した「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」において市町村・関係団体等と連携を図りながら、事故被害対策の総合的な取組を進めるとともに、東京電力株式会社に対する民間事業者等の損害賠償請求を支援するため、圏域単位での研修会等を行う。</p> <p>○構成員：各市町村、事業者・消費者等の団体、有識者 ○実績：第1回(平成23年9月12日)、第2回(平成23年12月20日)、第3回(平成24年3月23日)、第4回(平成24年9月5日) ○予定：平成25年8月、平成25年3月 ほか1回 ○内容：実施計画の中間評価に対する意見照会、第二期実施計画策定の報告を予定</p>	県	原子力安全対策課			



番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
2	<p><u>民間事業者等に対する損害賠償請求支援</u> 《研修会、個別相談会等の開催等》</p> <p>損害賠償請求に係る様々な問題点を打開するとともに、各業種団体、市町村における取り組みを支援するため、電話相談等に対応するとともに損害賠償の基礎知識や事例についての研修会及び弁護士による個別相談会を開催する。</p> <p>また、関係団体の賠償請求に係る協議会や東京電力との協議の場に参加し、必要な助言や資料の提供などの支援を行います。</p> <p>あわせて、県内の被害実態調査や国、東京電力に対する要望・要請活動を実施するとともに、県の支援活動内容等の積極的な周知等を図る。</p> <p>○電話相談等 電話や来庁による相談に対し、相談者の被害のケースに応じて、相談窓口等を紹介。</p> <p>○研修会、個別相談会 損害賠償の基礎知識や事例についての研修会や弁護士による個別相談会を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度実績：平成 24 年 2 月 ・平成 25 年度予定：県内各圏域で開催予定 <p>○関係団体の協議会、東京電力との協議の場への参加 被害実態調査結果や損害立証のためのデータ提供、助言。</p> <p>○被害実態調査 事業者等に対する被害実態調査の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度実績：平成 24 年 1 月 ・平成 24 年度実績：平成 24 年 7 月 <p>○要望・要請活動 国と東京電力に対する要望・要請活動の実施。</p> <p>○広報 県の支援活動内容や東京電力の賠償に関する情報等の積極的な周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPの充実、研修会等の県政だより等への掲載・チラシ等の配布。 	県	原子力 安全対 策課 関係課			


第7 正しい知識の普及・啓発

個別取組方針

- ◆ 県の各種広報媒体の活用や報道機関との連携により、放射線等の測定結果及び検査に関する正確な情報を県民に対して迅速に提供するとともに、風評の払拭に向けた取組を進めます。
- ◆ 県民会議を通じた意見やアンケート調査等により、県民が不安を感じる理由や求めている情報のほか、放射線等の影響による風評に起因する損害の現状を正確に把握するなど、きめ細かな情報収集に努めます。
- ◆ 放射線等に関するセミナー・講演会の開催や出前講座の拡充、広報紙等の各種広報媒体の活用により、放射線等に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、放射線等に関する総合的な相談窓口の開設や県民からの相談を受け付ける相談会の開催等により、県民の放射線等に対する正しい理解を深め、不安の解消に努めます。
- ◆ 風評を払拭するため、各種広報媒体やイベント等を活用し、宮城県及び宮城県産の農林水産物や工業製品等の安全・安心を国内外にPRしていきます。
- ◆ 県民からの相談に充分に対応するため、自治体や団体等の職員を対象とした研修会等を開催し、放射線等に関する正しい知識の習得による資質の向上を図ります。

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業主体	主担当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
1	<p>放射線・放射能広報事業【再掲】 《放射線等に関するセミナー・相談会の開催，出前講座の拡充，広報媒体の活用》</p> <p>県民の不安解消のため，放射線等に関するセミナー・講習会の開催，出前講座の拡充，広報媒体の活用等により，放射線等に関する正しい知識の普及・啓発に努める。</p> <p>○放射線・放射能に関する相談窓口の開設 ・内容：放射線・放射能に関する相談への対応 ・実施時期：平成23年3月16日から</p> <p>○放射線・放射能に関するポータルサイトの運営 ・名称：放射能情報サイトみやぎ ・内容：放射線・放射能に関する情報を一元化して発信 ・実施時期：平成23年9月28日から</p> <p>○放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催 ・内容：放射線・放射能の生活環境へ与える影響などに関する分かりやすい説明と宮城県放射線技師会による放射線・放射能に関する相談会 ・実施時期及び場所 平成24年度：7回（H25.1.10～2.14） 平成25年度：3回（県内3圏域（仙南圏，仙台圏，県北圏）で実施）</p> <p>○みやぎ出前講座の実施 ・内容：放射線・放射能に関する基礎知識等の説明（関係する講座への派遣も含む。） ・実績：55件（H25.2.28現在）</p> <p>○放射線・放射能に関するパンフレットの作成 ・内容：原子力や放射線・放射能に関する広報誌やパンフレットを作成</p> <p>○県政だよりへの記事掲載</p>	県	原子力 安全対 策課			


番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	主担当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
2	<p>みやぎ県民会議運営事業【再掲】 《みやぎ県民会議の開催・運営》</p> <p>原発事故によって被った損害に対応するため、平成23年9月12日に設立した「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」において市町村・関係団体等と連携を図りながら、事故被害対策の総合的な取組を進めるとともに、東京電力株式会社に対する民間事業者等の損害賠償請求を支援するため、圏域単位での研修会等を行う。</p> <p>○構成員：各市町村、事業者・消費者等の団体、有識者 ○実績：第1回(平成23年9月12日)、第2回(平成23年12月20日)、第3回(平成24年3月23日)、第4回(平成24年9月5日) ○予定：平成25年8月、平成25年3月 ほか1回 ○内容：実施計画の中間評価に対する意見照会、第二期実施計画策定の報告を予定</p>	県	原子力安全対策課			
3	<p>民間事業者等に対する損害賠償請求支援【再掲】 《研修会、個別相談会等の開催等》</p> <p>損害賠償請求に係る様々な問題点を打開するとともに、各業種団体、市町村における取り組みを支援するため、電話相談等に対応するとともに損害賠償の基礎知識や事例についての研修会及び弁護士による個別相談会を開催する。</p> <p>また、関係団体の賠償請求に係る協議会や東京電力との協議の場に参加し、必要な助言や資料の提供などの支援を行います。</p> <p>あわせて、県内の被害実態調査や国、東京電力に対する要望・要請活動を実施するとともに、県の支援活動内容等の積極的な周知等を図る。</p> <p>○電話相談等 電話や来庁による相談に対し、相談者の被害のケースに応じて、相談窓口等を紹介。 ○研修会、個別相談会 損害賠償の基礎知識や事例についての研修会や弁護士による個別相談会を開催。 ・平成23年度実績：平成24年2月 ・平成25年度予定：県内各圏域で開催予定 ○関係団体の協議会、東京電力との協議の場への参加 被害実態調査結果や損害立証のためのデータ提供、助言。 ○被害実態調査 事業者等に対する被害実態調査の実施。 ・平成23年度実績：平成24年1月 ・平成24年度実績：平成24年7月 ○要望・要請活動 国と東京電力に対する要望・要請活動の実施。 ○広報 県の支援活動内容や東京電力の賠償に関する情報等の積極的な周知 ・HPの充実、研修会等の県政だより等への掲載・チラシ等の配布。</p>	県	原子力安全対策課 関係課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	主担当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
4	<p>観光復興緊急対策事業【再掲】 《観光キャラバン等の実施》</p> <p>県内外からの誘客を早急に進めるため、正確な観光情報の提供や一般消費者や旅行会社等に直接的に訴えるキャラバン等を、継続的・持続的に実施する。</p> <p>○震災復興観光情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：観光情報誌等で観光地や観光施設の情報を全国に発信 ・目的：誘客 ・対象：県内及び県外の一般消費者 ・実施時期：随時、新聞や旅行雑誌等への本県記事の掲載 <p>○観光復興広報材作成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：震災後の観光地や観光施設の情報に基づいたパンフレット等を作成し、全国に配布 ・目的：風評払拭 ・対象：県内及び県外の一般消費者 ・実施時期：随時作成し、各種イベント等で配布 <p>○首都圏キャラバン実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：JR 主要駅やマスコミへのキャラバン隊の訪問 ・目的：誘客、風評払拭 ・対象：県外の一般消費者及びマスコミ、旅行会社 ・実施時期：実績 平成 23 年 11 月 15 日 平成 25 年 3 月 7～8 日 (平成 24 年度は「みやぎ観光活性化プロモーション事業」で実施。) 今後 (平成 25 年度 1 回) <p>○国内コンベンション等誘致促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：県内で開催されるコンベンション等を誘致 ・目的：コンベンション誘致による誘客 ・対象：首都圏旅行会社等 ・実施時期：平成 24 年度～随時 <p>○教育旅行誘致拡大事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：関東、関西、九州地域からの教育旅行誘致のため、震災研修を含めた教育旅行の誘致を行う。 	県 市町村 その他	観光課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	主担当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
5	<p>観光復興イベント開催事業【再掲】 《復興イベントへの助成》</p> <p>震災の影響により県内への観光を手控えている県外の観光客に対して、正確な観光情報を提供するため、被災地及び首都圏等で開催する復興イベント等の実施に関し必要な経費を補助する。</p> <p>○内容：首都圏等で開催する観光復興イベント等の経費補助(補助率1/2)</p> <p>○目的：正確な情報発信による誘客</p> <p>○対象：イベント開催団体</p> <p>○実施時期：実績2件</p> <p>○今後の予定：平成24年度3件,平成25年度3件</p> <p>※平成25年度は他の事業により情報提供を行う。</p>	県 その他	観光課			
6	<p>みやぎ観光復興イメージアップ事業【再掲】 《首都圏への本県PR》</p> <p>震災の発生に伴い、県内への観光にも大きな影響が生じていることから、本県のイメージアップや県内への旅行意欲の喚起を図るため、プロスポーツやJR等と連携した首都圏PRを行う。</p> <p>○プロスポーツと連携した観光客誘客事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容：県内に本拠地があるプロスポーツチームと連携し、来場者に対する観光PR・復興のPRを行う。 目的：誘客 対象：県外からの来場者 実施時期（実績）： <ul style="list-style-type: none"> ベガルタ仙台3回(平成23年11月19日) (平成23年11月26日) (平成25年3月4日) 仙台89ERS3回(平成23年11月17日～18日) (平成24年1月21日～22日) (平成24年2月4日～5日) 今後予定：楽天イーグルス 夏 ベガルタ仙台 秋 仙台89ERS 冬 <p>○JRと連携した首都圏PR事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容：首都圏の主要駅や場所等を活用し、本県の観光PRを実施。 目的：誘客 対象：県外者 実施時期：平成24年度1回,平成25年度1回 	県 市町村 その他	観光課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
7	<p>みやぎ観光復興誘客推進事業【再掲】 《旅行会社への経費助成及び復興ツーリズムの推進》</p> <p>本県への観光客の誘致の促進を図るため、旅行会社等に対し、復興段階に合わせた旅行商品の造成及び催行や、事業の実施に要する経費を補助するとともに、復興ツーリズムの確立に向けた関係者の招請事業を行う。</p> <p>○首都圏からの旅行商品造成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：復興に関する旅行商品の造成・催行に要する経費への補助 ・目的：首都圏からの観光客の誘致 ・対象：旅行会社 ・実施時期：旅行商品造成時(秋冬, 春夏) <p>○復興ツーリズム推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：旅行エージェントの招請やモニターツアー等の実施。 ・目的：被災地と内陸部との連携を密にし、被災地訪問と本県観光とを組み合わせ「復興ツーリズム」の確立。 	県	観光課			
8	<p>みやぎ観光活性化プロモーション事業【再掲】 《観光復興キャラバン隊の派遣》</p> <p>民間を主体とするキャラバン隊を派遣し、JR駅や集客施設等において、被災3県(宮城・岩手・福島)の観光の安全・安心と復興をPRする合同キャンペーンを実施するもの。</p> <p>○首都圏キャラバンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績：平成25年3月7日～8日 <p>○東北キャラバン実施</p> <p>《県内観光客の流動促進》</p> <p>県内観光客を活性化させるため、域内流動を高める必要があることから、旅行商品の造成やキャンペーンを実施するもの。</p> <p>○域内旅行商品造成事業及び誘客記事掲載</p> <p>○連泊キャンペーンの実施</p> <p>※平成25年度は「観光復興緊急対策事業」で首都圏キャラバンを実施する。</p>	県	観光課			
9	<p>みやぎ観光誘客加速化事業【再掲】 《沿岸部における観光開発支援》</p> <p>教育旅行や企業研修等で本県を訪れる者を増やすため、被災地における震災研修に県内観光を加えた「復興ツーリズム」を行うこととし、旅行会社を招請するもの。</p> <p>○実施回数 1回</p> <p>《地域における宝探し事業の実施》</p> <p>地域の観光素材の再発見や磨き上げを通じ、宝探し方式による圏域内の流動促進をモデルケースとして1地域で行うもの。</p> <p>○ワークショップの開催</p> <p>○平成24年度実施地域 仙南地域</p> <p>※平成25年度は「みやぎ観光復興誘客推進事業」で復興ツーリズムを推進する。</p>	県	観光課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
10	<p>県産農林水産物等イメージアップ推進事業【再掲】 《県産農林水産物等のPR》</p> <p>震災で県産農林水産物等が大規模な被害を受けたことから、復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図るため、被災前の状況に回復するまでの間、メディアの活用、海外バイヤー対応などの事業を実施する。</p> <p>○補助事業対象団体： 各JA（JA宮城）、各漁協（3漁協）、各加工組合・食品製造事業者団体（38団体）、（社）県物産振興協会、各種銘柄推進協議会等</p> <p>○補助対象事業： （1）商談会等のイベントを活用した県産農林水産物等PR （2）メディアを活用したスポット的テレビCMや単発的な記事広告等によるPR （3）海外バイヤーとの取引再開等に向けた取組 （4）県産農林水産物等の評価向上に資すると認められる取組</p> <p>○補助率：補助対象経費の1/2以内かつ1,000千円を上限。</p>	県	食産業 振興課			
11	<p>宮城県産品風評対策強化事業【再掲】 《県産農林水産物等のPR》</p> <p>県産農林水産物等の安全性と「食材王国みやぎ」が誇る様々な食品を紹介するための情報発信を行い、信頼回復と消費拡大を図る。</p> <p>○主要交通施設での広報PR ○新聞紙面への特集記事掲載等による広報PR ○WEBサイト等との連携による広報PR</p>	県	食産業 振興課			
12	<p>子どもたちに対する放射線に関する指導 《副読本を活用した指導》</p> <p>副読本（文部科学省作成）を活用し、学校において児童・生徒の放射線に関する正しい知識を養う。</p> <p>○対象者 各学校の児童・生徒</p> <p>○内容 副読本（文部科学省作成）を活用しての放射線に関する授業の実施</p>	県 市町村	義務教 育課 高校教 育課			

番号	事業名又は取組名 《事業又は取組の概要》 事業又は取組の内容	事業 主体	担 当 課・室	実施年度		
				H23 年度	H24 年度	H25 年度
13	<p><u>教職員等を対象とした研修会の開催</u></p> <p>《教職員向け研修会の開催》</p> <p>教職員が放射線等に関する正しい知識を身につけるための研修会を実施する。</p> <p>○開催予定 年数回程度</p> <p>○内容 放射線に関する有識者からの講義等</p> <p>○対象者 各学校の教職員等</p> <p>○平成 23 年度の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 6月28日, 8月29日, 9月28日, 11月15日 ・場所 宮城大学 等 ・対象者 各学校の養護教諭, 保護者等 <p>○平成 24 年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 6月13日, 7月12日, 9月10日, 11月5日 1月24日 ・場所 県庁講堂等 ・対象者 各学校教職員, 栄養教諭等, 市町村教委 	県	スポー ツ健康 課			

平成25年3月
宮城県環境生活部原子力安全対策課

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL : 022-211-2340

FAX : 022-211-2695